

Disclosure 2026



グリーン大阪農業協同組合

はじめに

日頃、皆さまには格別のご愛顧をいただき厚く御礼申し上げます。

JAグリーン大阪は、情報開示を通じて経営の透明性を高めるとともに、当JAに対するご理解を一層深めていただくために、当JAの主な事業の内容や組織概要、経営の内容などについて、利用者の皆さまのためにわかりやすくまとめた「ディスクロージャー誌 2026」を作成いたしました。

また、当JAが取り組んでいます、自己改革の実践状況についても記載しています。

皆さまが当JAの事業をさらにご利用いただくための一助として、是非ご一読いただきますようお願い申し上げます。

今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和 8 年 7 月 グリーン大阪農業協同組合

JAのプロフィール

◇設 立	平成 10 年 2 月
◇本店所在地	東大阪市荒本北 1-5-50
◇出 資 金	1,275 百万円
◇総 資 産	350,524 百万円
◇組合員数	16,638 人
◇役員数	26 人
◇職員数	268 人(派遣・パートを含む)
◇本支店・センター数	18 箇所
◇単体自己資本比率	18.31%

※令和 8 年 3 月 31 日現在

目 次

1. 経営理念	4
2. 経営方針	4
〈参考〉内部統制システムに関する基本方針	5
3. 経営管理体制	6
4. 事業の概況	6
5. 農業振興活動	9
6. 地域貢献情報等	10
7. リスク管理の状況	12
8. 主な事業の内容等	28
〈参考〉『自己改革』実践状況報告等	40
【経営資料】	
I 決算の状況	
1. 貸借対照表	43
2. 損益計算書	45
3. キャッシュ・フロー計算書	47
4. 注記表	49
5. 剰余金処分計算書	72
6. 部門別損益計算書	73
7. 財務諸表の正確性等にかかる確認	75
8. 会計監査人の監査	75
II 損益の状況	
1. 最近の5事業年度の主要な経営指標	76
2. 利益総括表	77
3. 資金運用収支の内訳	77
4. 受取・支払利息の増減額	78
III 事業の概況	
1. 信用事業	79
(1)貯金に関する指標	79
① 貯金の科目別期末残高 ② 貯金の科目別平均残高	
③ 定期貯金の金利条件別内訳残高	
(2)貸出金等に関する指標	80
① 貸出金の科目別期末残高 ② 貸出金の科目別平均残高	
③ 貸出金の金利条件別内訳残高 ④ 貸出金の担保別内訳残高	
⑤ 債務保証見返額の担保別内訳残高 ⑥ 貸出金の用途別内訳残高	
⑦ 貸出金の業種別残高 ⑧ 主要な農業関係の貸出金残高	
⑨ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況	
⑩ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況	
⑪ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 ⑫ 貸出金償却等の額	
(3)為替業務等取扱実績	85
① 内国為替取扱実績 ② 公共債の引受額・公共債窓販実績	
③ オフ・バランス取引の状況	
(4)有価証券に関する指標	86
① 有価証券の種類別平均残高 ② 商品有価証券の種類別平均残高	
③ 有価証券の残存期間別残高	
(5)有価証券等の時価情報等	88
① 有価証券の時価情報 ② 金銭の信託の時価情報	
③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連デリバティブ取引	
(6)預かり資産の状況	88
① 投資信託残高(ファンドラップ含む) ② 残高有り投資信託口座数	
2. 共済事業取扱実績	89
(1)長期共済保有高	
(2)医療系共済の共済金額保有高	
(3)介護系その他の共済の共済金額保有高	
(4)年金共済の年金保有高	
(5)短期共済新契約高	

3. 購買事業取扱実績	91
4. 販売事業取扱実績	91
5. 指導事業	92
6. その他の事業	92
IV 経営諸指標	
1. 利益率	93
2. 貯貸率・貯証率	93
3. 職員一人当たり指標	93
4. 一店舗当たり指標	93
V 自己資本の充実の状況等	
《定性的な開示事項》	
1. 自己資本比率の状況等	94
2. 信用リスクに関する事項	95
3. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	96
4. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の 方針及び手続の概要	97
5. 証券化エクスポージャーに関する事項	97
6. CVA リスクに関する事項	97
7. マーケット・リスクに関する事項	97
8. オペレーショナル・リスクに関する事項	98
9. 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	98
10. 金利リスクに関する事項	99
《定量的な開示事項》	
1. 自己資本の構成に関する事項	101
2. 自己資本の充実度に関する事項	102
3. 信用リスクに関する事項	104
4. 信用リスク削減手法に関する事項	109
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	110
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	110
7. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項	110
8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	110
9. 金利リスクに関する事項	110
【JAの概要】	
1. 機構図	111
2. 役員一覧	112
3. 会計監査人の名称	112
4. 組合員数	113
5. 組合員組織の状況	113
6. 特定信用事業代理業者の状況	113
7. 地区一覧	114
8. 沿革・あゆみ	114
9. 店舗一覧	116
【参考】	
開示項目一覧	117
※1.本冊子は農協法第54条の3第1項に基づき作成したディスクロージャー資料です。	
※2.計数は、原則として単位未満を切り捨てて表示しています。	

1. 経営理念

当JAは、「地域の活力となり、人々に貢献し、喜ばれるJA」の経営理念のもと、各事業の体制整備・強化に取り組み、経営基盤の拡充に努めています。

役職員一丸となって、さらなる経営の健全性・高度化に取り組み、「安全・健全・安心」で信頼されるJAとして、組合員生活の安定・向上と地域農業の振興を目指して参ります。

2. 経営方針

(1) 経営管理の重点事項

- ①「第10次中期経営計画(令和7年度～9年度)」の中核の年度として、対話を通じて組合員と地域の様々なニーズを的確に捉え、それに応える協同活動の充実と総合事業の展開により、大阪農業と地域の絆を次代につなげます。また、協同組合らしい人づくりと広報活動を通じて、組織・経営基盤の健全性を高め、経営理念の実現を目指します。
- ②事業計画に基づいた月次計画・部門別損益の進捗分析・実績検証を実施し、部門別収益の向上に取り組むとともに、自己資本等への影響を勘案した財務計画により、内部留保の充実を図ります。
- ③リスク管理に対して、役職員の意識を高め、リスク管理委員会・ALM委員会等での総体的リスク管理の充実により、健全性の維持と適正な収益性強化を図ります。
- ④諸施設・不稼動資産の機能整備・見直しや店舗別の収益力を分析し、店舗統廃合も含め店舗構成等を検討することにより、経営基盤の強化に取り組みます。

(2) コンプライアンス(法令等遵守)にかかる基本方針

- ①JAの担う基本的使命・社会的責任を果たし、組合員や利用者の多様なニーズに応える事業を展開し、社会の信頼を確立するため、役職員一人ひとりが高い倫理観と強い責任感を持って、日常業務を遂行します。
- ②創意と工夫を活かした質の高いサービスと組合員の目線に立った事業活動により、地域社会の発展に貢献します。
- ③関連する法令等を厳格に遵守し、社会的規範に基づき、誠実かつ公正な業務運営を遂行します。
- ④経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめ、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図るとともに、透明性の高い組織風土を構築し、信頼の確立を図ります。
- ⑤社会の秩序や安全に脅威を与えるマネー・ローンダリング等および反社会的勢力等に対しては、確固たる信念をもって、排除の姿勢を堅持します。

(3) 組合員及び役職員教育の基本方針

- ①協同の理念を共有した組織となるため、組合員の実態・ニーズを把握し営農指導、税務指導、資産活用等の研修会や支店協同活動の実践、JAふれあいライブ・組合員美術作品展を開催します。
- ②組合員の多様なニーズに対応するため、トップマネジメント研修等による役員教育の充実、マインド教育に重点を置いた様々な研修等による職員の能力向上に努めます。また、職員の「モチベーションアップ」・「スキルの向上」・「行動改革」を目的とした人材育成基本方針に沿って、「知識力」・「対話力」・「創造力」・「行動力」のある「自律型職員」の育成を図り、事業活動を通じて組合員から「ありがとう」と言われる職員を目指します。
- ③広報誌「フォレスト」、ホームページ、LINE・インスタグラム(公式アカウント)等SNSを通じて営農・税務関係等やJAグループの正確な情報を発信し、教育・広報活動の強化によるJAの魅力発信に取り組めます。

(4) 内部統制システムの整備

法令の遵守、損失の危機管理及び適正かつ効率的な事業運営を目指し、ガバナンスの質の向上を図るため、理事会において決議した以下の「内部統制システムに関する基本方針」等に基づき、全般(全社)的な統制や重要な業務プロセスの文書化など内部統制システムの整備・構築に取り組んでいます。

〈参考〉内部統制システムに関する基本方針

法令遵守の徹底や、より健全性の高い経営を確保し、組合員・利用者の皆さまに安心して組合をご利用いただくために、以下のとおり内部統制システム基本方針を策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めます。

1. 理事及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 組合の基本理念及び組合のコンプライアンスに関する基本方針を定め、役職員は職務上のあらゆる場面において法令・規則、契約、定款等を遵守する。
 - ② 重大な法令違反、その他法令及び組合の諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するとともに、理事会等において協議・検討し、速やかに是正する。
 - ③ 内部監査部署は、内部統制の適切性・有効性の検証・評価を行う。監査の結果、改善要請を受けた部署は、速やかに必要な対策を講じる。
 - ④ 「マネー・ローンドリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針」等に基づき、反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。また、マネー・ローンドリング等の金融犯罪防止及び排除に向けた管理体制を整備・確立する。
 - ⑤ 組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員等が相談もしくは通報を行うことができる制度(ヘルプライン)を適切に運用し、法令違反等の未然防止に努める。
 - ⑥ 監事監査、内部監査、会計監査人が密接に連絡し、適正な監査を行う。
 - ⑦ 業務上知り得た当組合および関連会社の取引先に関する未公表の重要事実を適切に管理する体制を整備する。
2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 文書・情報の取扱いに関する方針・規程に従い、職務執行に係る情報を適切に保存・管理する。
 - ② 個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存・管理する。
 - ③ サイバーセキュリティを確保するための体制を整備し、適切な対策を実施する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な態勢を整備する。
 - ② 理事は組合のリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前ないし事後に適切な対応を行い、組合経営をとりまくリスク管理を行う。
4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 職制、機構、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行する。
 - ② 中期経営計画及び同計画に基づく部門別事業計画を策定し、適切な目標管理により、戦略的かつ効率的な事業管理を行う。
5. 監事監査の実効性を確保するための体制
 - ① 監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するための体制を整備する。
 - ② 監事が効率的・効果的監査を遂行できるよう支援する。
 - ③ 理事や内部監査部署等は監事と定期的な協議、十分な意思疎通をはかることにより、効率的・効果的監査を支援する。
6. 組合における業務の適正を確保するための体制
 - ① 各業務における規程やマニュアル、業務フロー等の管理態勢を整備し、適正かつ効率的に業務を執行する。
7. 財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制
 - ① 会計基準その他法令を遵守し、経理規程等の各種規程等を整備し、適切な会計処理を行う。
 - ② 適時・適切に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努める。
 - ③ 法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適切な開示に努める。
 - ④ 財務諸表の適正性、財務諸表作成にかかる内部監査の有効性を確認し、その旨をディスクロージャーに記載する。
8. 改廃
この方針の改廃は、理事会の決議による。

以 上

附則(平成20年5月30日制定)

この方針は、平成20年5月30日から施行する。

附則(平成20年9月24日一部改正)

この方針の変更は、平成20年9月24日から施行する。

附則(平成23年1月26日一部改正)

この方針の変更は、平成23年3月1日から施行する。

附則(平成23年4月27日一部改正)

この方針の変更は、平成23年4月1日に遡及して施行する。

附則(平成25年11月27日一部改正)

この方針の変更は、平成25年12月2日から施行する。

附則(平成31年2月27日全部改正)

この方針の変更は、平成31年2月27日から施行する。

附則(令和3年11月24日一部改正)

この方針の変更は、令和3年11月24日から施行する。

附則(令和5年8月23日一部改正)

この方針の変更は、令和5年8月23日から施行する。

附則(令和6年3月27日一部改正)

この方針の変更は、令和6年4月1日から施行する。

3. 経営管理体制

当JAは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選任された理事により構成される「理事会」が、組合の業務執行を決定するとともに、理事の職務執行の監督を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

JAの業務執行を行う理事には、JAの活性化及び、男女共同参画社会基本法に基づき、女性理事の登用も行っています。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

なお、当JAの令和7年6月28日開催の第28回通常総代会で選任された理事は、平成27年農協法改正により適用することとされた、農業協同組合法第30条第12項の要件については、農業協同組合法施行規則第76条の2第1項第2号の規定を適用しています。引き続き、認定農業者又は認定農業者に準ずる者の積極的な登用に向けて取り組みを進めて参ります。

4. 事業の概況

1. 令和7年度事業報告

(1) 全般的な状況

令和7年度のわが国の経済は、企業収益の改善や賃上げの広がりを背景に緩やかな回復基調が続いた一方で、物価上昇の長期化や円安の進行に加え、日本銀行の利上げ実施により政策金利が約30年ぶりの水準となるなど、金融環境においても大きな変化が見られました。

このような情勢の中、当JAでは第10次中期経営計画の初年度として、農業祭や地区座談会をはじめとした対話の機会を通じて、組合員や地域のさまざまなニーズを的確に把握し、それに応える事業運営に努めました。

これらの活動の結果、事業利益8億8,086万円、経常利益11億216万円、当期剰余金として7億1,684万円を計上いたしましたことをご報告申し上げます。

(2)事業別の状況

①指導事業

営農指導事業では、消費者に「安全・安心」な農産物を継続的に提供できるよう、営農渉外による土壌分析検査を活用した施肥管理指導や農薬の適正指導、病虫害の早期発見、早期防除指導と情報提供に努め、環境に優しく品質のよい「健康百菜(エコ農産物)」の生産拡大に取り組みました。

また、都市農地の減少を防ぐための取り組みとして、組合員の「生産緑地」から「特定生産緑地」への移行手続きについて支援を行いました。組合員を対象に、地域農業を担う農業者の増加を目的とし、新規就農予定者や定年帰農者等育成の取り組みとして、第8期農業塾(担い手サポートスクール)を開講し、7名が受講されました。

生活指導では、JAへの理解を深めていただくため、組合員・地域住民とJAの交流の場として、様々な文化・芸術に触れ合える「ふれあいライブ」や「組合員美術作品展」「女性大学(ワタシカレッジ)」「女性大学OG会」などのイベントを開催しました。

支店協同活動においては、農業祭を各地区拠点とするJAくらしの活動(地域貢献)と位置付けて3ヵ所で開催し、地元産の野菜・花き等の販売とPRを行いました。

資産相談活動では弁護士・税理士等と連携し、資産税対策をはじめとする法務・税務の相談機能を強化すべく毎月の相談会、相続・遺言セミナー、及び相続・遺言個別相談会を行い、組合員に最適な提案・サポートができるよう取り組みました。また、組合員の相談に適宜対応できるよう、各種専門家の協力を得て、職員を対象とした研修会を実施し、職員個々のスキルアップにも取り組みました。

組織活動では、女性会が『家の光』等を学習誌として活用し、親子のコミュニケーションを深め「食」と「農」への関心を高めてもらうことを目的に「夏休み親子料理教室」を各地区で開催しました。また、地域の小学生等を対象に安全な食と農の研究会と営農渉外が連携して指導役を務める田植え、稲刈りなどの農業体験学習の実施により、子どもたちやその保護者に対して農業・JAへの理解促進を図りました。

さらに、JAの活動が組合員・地域住民に理解される広報活動に取り組み、幅広い年代層の方々にホームページ、LINE・インスタグラム(公式アカウント)を利用した画像配信等、SNSの活用により地域に役立つ最新情報を発信し、JAファンづくりに努めました。

②信用事業

地域で一番頼れる金融機関を実現するため、「オンリーワン戦略」の実践に取り組み、持続可能な収益構造を構築するとともに、組合員・利用者の皆様に信頼されるサービスの提供と負託にお応えできる業務運営に取り組みました。

貯金については、年金相談会の開催など「年金といえばJA」と言われるような活動により年金受給口座の獲得および純増に取り組んだ結果、年金受給口座獲得目標1,300件に対し、1,327件の実績となりました。また、公共料金振替決済等の付帯取引や個人ネットバンク、JAバンクアプリの利用促進により、メイン口座としての普通貯金活性化、新規顧客の開拓に取り組みました。さらに、相談業務を軸としたマネーライフプランの提案により、大口安定利用者世帯を中心とする組合員・利用者との信頼関係の構築を図った結果、貯金残高は3,327億円となりました。

貸出金については、昨年度と同様、連合会・営農部署と連携し、地域農業活性化の施策として、助成制度を活用した農業資金を積極的にPRし、農業経営の支援、農業者(組合員)の所得増加を目指しました。組合員の土地等保有資産を有効活用し、安定収益の確保と資産承継を目的とした系統施行による賃貸事業資金、また、次世代層との取引拡大に繋げるため、住宅ローン、ライフスタイルにあったローン(マイカー・教育)等のPRを行った結果、新規獲得年間目標27億円に対して37億円の獲得で、貸出金残高353億円となりました。

③共済事業

「組合員・利用者本位の保障・サービスの提供」を重点取組事項とし、組合員・利用者との関係性

強化に向けた接点構築に努めました。また、訪問を起点とした「3Q活動」に取り組むとともに、次世代とつながる「ほっとバトン活動」にも取り組みました。さらに利用者サービスの向上を図るため引受審査・支払査定の事務の迅速化にも取り組みました。

これらの活動の結果、生命共済175万ポイント、建更共済309億6,625万円、自動車共済(掛金額)2億438万円、自賠責共済(掛金額)1,018万円の実績を挙げることができました。

④購買事業

予約購買での推奨商品のPR強化による品目集約、在庫管理の徹底により供給コストの低減を図るとともに、引き取り制度の利用を推奨し生産者のコスト削減に努めました。

生活物資においては、多様化する組合員のニーズに合わせた訪問型の「聞こえの相談会」や「石碑・仏壇・美術工芸品等の展示会」等を実施し、JAグループの系統組織を活かした商品の販売に取り組みました。

これらの活動の結果、購買品取扱高1億9,259万円の実績を挙げることができました。

⑤販売事業

農産物直売所「フレッシュ・クラブ」や朝市を通じ、地元農産物、特に「健康百菜(エコ農産物)」の販売に注力し、消費者に安全・安心で新鮮な農産物の提供に取り組みました。

さらに、生産者の生産意欲及び消費者の購買意欲を高める直売所運営に努め、SNS等を利用した地元農産物のPR、季節に応じた講習会やイベントの開催、地元農産物を利用した調理実演や試食等による商品の販売促進を行いました。また、来店者増加のため、キッチンカー誘致に取り組みました。

これらの活動の結果、販売品取扱高3,194万円の実績を挙げることができました。

⑥その他の事業

1. 利用事業

組合員の経済的負担及び労力負担の軽減、並びに、高齢化と後継者不足による耕作放棄地の抑止対策として農作業受託事業の充実強化に取り組みました。

この活動の結果、2,083万円の実績を挙げることができました。

2. 宅地等供給事業

組合員の生活の安定・向上を図るため、全農の指定による系統業者や各種専門家と連携を図り、地域性やニーズに対応した賃貸住宅、戸建住宅、その他の施設建設に取り組み、駐車場管理では、パークダイレクトシステム(オンライン契約・顧客管理サービス)の導入による組合員・利用者の利便性に適応した管理へ移行しました。

これらの活動の結果、宅地等供給手数料5,918万円の実績を挙げることができました。

2. 対処すべき重要な課題

(1)持続可能な大阪農業の振興

(2)経営基盤の強化と協同組合らしい人づくり

(3)協同活動と事業を通じた豊かなくらしにつながる取り組みとJAの魅力発信

なお、農家所得の増大に関する事項については「自己改革工程表」に記載しています。

3. その他組合の事業活動の概況に関する重要な事項

(1)令和8年3月31日、貸金庫業務を終了しました。

(2)令和8年5月28日の理事会でフレッシュ・クラブ吉田店を令和8年12月31日をもって廃店することを決議しました。

5. 農業振興活動

農業者の高齢化や就農人口の減少が進む中、農業の持続と都市の貴重な緑地である農地空間の保全のため、「不耕作農地の解消」「次世代の担い手育成」などに取り組み、農業と農地空間の持つ公共的な役割をさらに発展・拡大し、農家・組合員が安心して継続的に農業を営むことができるように、地域農業の振興に努めています。

< 農業関係の持続的な取り組み >

- 当JAでは、安全で安心なエコ農産物を「健康百菜」と名付け、周知を図ることにより消費拡大に繋げ、農家所得の向上に取り組んでいます。
- 夏場の端境期の作物として健康野菜「オカワカメ」の栽培奨励や、エコ農産物栽培等の取り組みにより、生産者の所得向上に取り組んでいます。
- 生産者コスト削減の取り組みとして、生産資材の予約購買や引取制度の奨励によりコスト削減に努めています。
- 組合員の「生産緑地」から「特定生産緑地」への移行手続きについて行政と連携した積極的な支援を行い、少しでも多くの都市農地が保全できるように取り組んでいます。
- 新規就農者・定年帰農者・農業後継予定者を対象に「JAグリーン大阪農業塾」を開講し、地域農業の新たな担い手づくりに取り組んでいます。
- 地元の子供たちに地域の農業や農産物に関心をもってほしいと、本店アグリゾーン等で水稻やジャガイモ・タマネギ・サツマイモ・河内木綿の植付け、収穫といった「農業体験実習」を実施しています。
- 土壌検査の無料実施を行い、費用対効果の高い施肥計画の策定に努めています。
- 「フレッシュ・クラブ」では、地場産農産物に注力し、地元産ヒノヒカリを使ったポン菓子や米粉などを販売しています。また、旬の野菜・果物を食材とした店頭での調理実演や試食を通じた販促、手書きのポップの工夫等により、売上の増加を図り、農業所得の向上に取り組んでいます。
- チラシ、LINE公式アカウント、インスタグラム等のSNSを利用した情報発信などにより「フレッシュ・クラブ」、「健康百菜（エコ農産物）」のPRを強化し、来店客数の増加に取り組んでいます。
- 組合員や地域住民に食や農に関する興味・関心を持ってもらうため、農産物直売所「フレッシュ・クラブ」での各種イベント並びに講習会を開催しています。
- 農業者の必要な資金を中長期的に支援する農業融資の拡大・相談業務機能強化に向け、多様化する農業者ニーズに適切に応える人材育成に組み込み、農業金融プランナーの資格取得に積極的に取り組んでいます。

< 地域密着型金融への取り組み（中小企業等の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況を含む） >

- 農業者等の経営支援に関する取り組み方針
当JAは農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客様に対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を「最も重要な役割のひとつ」として位置付け、公共性と社会的責任を強く認識し、適切な業務の遂行に向け取り組んでいます。
- 農業者等の経営支援に関する態勢整備
当JAはお客様からの新規融資や貸付条件の変更等の申込みに対し、円滑に措置をとること

が出来るよう、組合長以下、関係役員部長を構成員とする「金融円滑化管理委員会」にて金融円滑化にかかる対応を一元的に管理・協議しています。また、各支店に「金融円滑化管理担当者」を設置し、金融円滑化の方針や施策の徹底に努めています。

●農山漁村等地域活性化のための融資をはじめとする支援

地域における農業者との結び付きを強化し、地域を活性化するため、各種農業資金を提供するとともに、JAグループの助成制度の取り扱いを通じて、農業者の経営と生活をサポートしています。

農業の担い手支援に取り組み、その担い手への金融対応強化を図るため「担い手金融リーダー」を設置し、農業者のニーズの把握に努め、「JA担い手応援ローン」等金融サービスの提供・相談対応を行っています。

●農山漁村等地域の情報集積を活用した持続可能な農山漁村等地域への貢献

地域の小学生等の農業に対する理解を促進するため、JAバンク食農教育応援事業を展開し、「アグリゾーン等での農業体験」、「ミニトマト栽培セットの配布」、「親子料理教室の開催」等の食農事業の実施により、地域社会に貢献しています。

< 安全・安心な農産物づくりへの取り組み >

●「安全・安心な農産物」を消費者に提供するため、「大阪エコ農産物認証制度」、さらに当JA独自の「健康百菜」※をロゴマークとしたエコ野菜の拡充に取り組んでいます。また、農業用廃棄ビニールの回収(毎年1回)に取り組む等、環境に配慮した農業を推進しています。

※「健康百菜」・・・JA健康寿命100歳プロジェクトの一環として、「フレッシュ・クラブ」で販売する野菜をすべてエコ農産物になるようにする取り組み。

○ 100歳まで健康で元気に！

○ 100品目のエコ農産物販売！！

○ 100軒以上のエコ農産物生産者！！

という意味も込められています。

●組合員の高齢化、後継者不足に起因する労働力の低下や農作業の軽減をサポートするため受委託事業の充実を図り、また、経済的負担を軽減するためにレンタル農機具の更なる充実に努めています。

●営農渉外による圃場での指導を実施しています。

●「フレッシュ・クラブ」を通じ、「安全・安心」な農産物を出荷するために栽培記録管理の徹底と残留農薬検査を合理的・効率的に実施しています。

6. 地域貢献情報等

当JAは、東大阪市、八尾市を事業区域として、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助(お互いに助け合い、お互いに発展していくこと)を共通の理念として運営される協同組織であり、地域農業の活性化等に資する地域金融機関です。

当JAは、地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて、事業活動を展開しています。

また、当JAの総合事業を通じて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域の協同組合としての役割を最大限発揮していくため、様々な文化・芸術へのふれあいや助け合いを通じた社会貢献に努めています。

< 社会貢献活動 >

- 顧客満足度向上と企業の社会的責任の一環として、高齢者や視聴に不安がある来店客用に、周囲の音声聞きやすくなる携帯補助器を全店に設置し、利用者から好評を得ています。

< 地域貢献情報 >

- 暮らしの活動として、身近で様々な文化・芸術にふれあえる「ふれあいライブ」「組合員美術作品展」「女性大学」「女性大学OG会」などのイベントを開催し、心豊かな暮らし作りに貢献しています。
- 本・支店、センター等にAEDを設置することで、住民が安心して暮らせる地域づくりに貢献しています。
- 交通安全啓蒙活動として、本店の幹線道路沿いに電光掲示板を設置。交通安全に関する注意喚起等を毎月更新のうえ掲示することで、ドライバー・地域住民の交通安全への意識を高め、安心して暮らせる地域づくりに貢献しています。
- 本・支店、センター等に災害多人数用救急箱、防災用ヘルメット及びブルーシートを設置し、大地震・台風等の自然災害に備えるとともに、ブルーシートにおいては有事の際、地域住民への貸し出しもできるようにし、災害時に地域の復興に貢献する体制づくりを行っています。

< 利用者ネットワーク組織 >

- JAグリーン大阪みどりの会 平成11年4月27日設立
対 象：当JAで年金受取りをされている方
会 員 数：14,281名
活動内容：社会見学等

< 情報提供活動 >

- JA広報誌の発行
名 称：フォレスト（地域に開かれたJAと地域農業をPRします）
発 行：隔月発行
部 数：11,500部
配 布 先：組合員ならびに利用者
- ホームページの開設
JAグリーン大阪の事業紹介ならびに最新情報を皆さまに発信しています。
- LINEの開設
JAグリーン大阪の旬野菜の紹介や効能、イベントやキャンペーンなどの情報を皆さまに発信しています。
- インスタグラムアカウントの開設
JAグリーン大阪の新鮮な地場産農産物や各種事業、組織活動等の最新情報を写真や動画で皆さまに発信しています。

7. リスク管理の状況

1. リスク管理の体制

〔リスク管理基本方針〕

組合員・利用者の皆さまに安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策(マネロン等対策)の重要性はこれまでになく高まっています。当JAではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

① 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産(オフ・バランスを含む。)の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に金融部融資課等を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当要領」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債(オフ・バランスを含む。)の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価値が減少するリスクのことです。

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門

が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達 mismatches や予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク(資金繰りリスク)及び市場の混乱等により市場において取引ができない場合や通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク(市場流動性リスク)のことです。

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続きにかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤ 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また万が一、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施する体制を整えています。

⑥ システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、「コンピュータシステム障害対策委員会設置規程」を策定しています。

2. 法令遵守の体制

〔コンプライアンスへの取り組み〕

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス(法令等遵守)を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。(「コンプライアンス基本方針」については、下記をご参照ください)

コンプライアンス基本方針

グリーン大阪農業協同組合
(平成20年3月26日制定)

- 1 当組合は、JAの担う基本的使命・社会的責任を果たし、組合員や利用者の多様なニーズに応える事業を展開し、社会の信頼を確立するため、当組合の役職員一人一人が、高い倫理観と強い責任感を持って、日常の業務を遂行する。
- 2 当組合は、創意と工夫を活かした質の高いサービスと、組合員の目線に立った事業活動により、地域社会の発展に貢献する。
- 3 当組合は、関連する法令等を厳格に遵守し、社会的規範に基づき、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。
- 4 経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめ、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図るとともに、透明性の高い組織風土を構築し、信頼の確立を図る。
- 5 社会の秩序や安全に脅威を与えるマネー・ローンダリング等および反社会的勢力等に対しては、確固たる信念をもって、排除の姿勢を堅持する。

〔コンプライアンス運営態勢〕

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスの推進を行っています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の専門窓口の「苦情受付窓口」を設置しています。

あわせて、監事への情報提供窓口も設置しています。(詳細は下記をご参考ください)

【組合員からの情報提供窓口の設置】

当JAの監事は、経営の健全な発展に資するため、農協法(法第35条の5)および農協法施行規則(第81条)に基づき、理事の職務の適正な遂行を阻害する行為に関する情報(組合経営に関する事象に限る)の提供を求めています。

当JAの理事の組合経営に関する気になる行為について、見たり聞いたりした事柄があれば封書にて下記宛に連絡くださいますようお願いいたします。

グリーン大阪農業協同組合 監事会

連絡先: 〒577-0011

東大阪市荒本北1丁目5番50号

グリーン大阪農業協同組合 常勤監事 宛

※ご好意による情報提供であっても、誹謗・中傷に類似する内容のものは受付いたしかねますので、予めご了承ください。

※当JAの業務に関する一般的な苦情については、下記のとおり別途窓口を設置しておりますので、ご利用ください。

【苦情受付窓口】

担当部署名: 総務企画部リスク管理課

電 話: 0120-74-0087(苦情受付専用電話)

〔利用者保護等への取り組み〕

当JAでは、農業協同組合法その他関連法令等により営む信用事業の利用者(利用者になろうとする者を含む)の皆さまの正当な利益の保護と利便の確保のために、理事会において決議した「JAバンク利用者保護等管理方針」に基づき、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行ってまいります。(「JAバンク利用者保護等管理方針」については、下記をご参照ください)

JAバンク利用者保護等管理方針

グリーン大阪農業協同組合
(平成22年9月22日制定)

グリーン大阪農業協同組合(以下「当組合」という)は、お客さまの正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守いたします。また、お客さまの保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行います。

- 1 当組合は、お客さまに対する取引または金融商品の説明(経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む)および情報提供を適切かつ十分に行います。
- 2 当組合は、お客さまからの相談・苦情等について、公正・迅速・誠実に対応(経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含む)し、お客さまの理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応いたします。
- 3 当組合は、お客さまに関する情報について、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏洩および不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じます。
- 4 当組合が行う事業を外部に委託するにあたっては、お客さま情報の管理やお客さまへの対応が適切に行われるよう、努めます。
- 5 当組合は、当組合との取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、利益相反のおそれのある取引を適切に管理いたします。

※1.本方針の「お客さま」とは、「農業協同組合法その他関連法令等により営む信用事業で取引をされている方および今後取引を検討されている方」をいいます。

※2.本方針の「取引」とは、「与信取引(貸付契約およびこれに伴う担保・保証契約)、貯金等の受入れ、商品の販売、仲介、募集等においてお客さまと当組合との間で事業として行われるすべての取引」をいいます。

〔金融商品の販売等への対応〕

当JAでは、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等に係る勧誘にあたっては、理事会において決議した「金融商品の勧誘方針」に基づき、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行ってまいります。（「金融商品の勧誘方針」については、下記をご参照ください）

金融商品の勧誘方針

グリーン大阪農業協同組合
（平成13年3月28日制定）
（平成20年6月25日全部変更）

当組合は、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等に係る勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

- 1 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
- 2 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
- 3 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
- 4 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
- 5 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
- 6 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

〔顧客本位の業務運営に関する取り組み〕

当JAでは、組合員・利用者の安定的な資産形成を図ることを目的とし、理事会において決議した「組合員・利用者本位の業務運営に関する取組方針」に基づき、組合員・利用者の皆さまに対して安定的な資産形成と「ひと・いえ・くるまの総合保障」の提供を通じた豊かな生活づくりに貢献してまいります。（「組合員・利用者本位の業務運営に関する取組方針」については、下記をご参照ください）

組合員・利用者本位の業務運営に関する取組方針

グリーン大阪農業協同組合
（平成29年12月20日制定）
（令和7年10月22日一部改正）

グリーン大阪農業協同組合（以下、「当組合」といいます。）は、「地域の活力となり、人々に貢献し、喜ばれるJA」を経営理念とし、組合員・地域社会に貢献するため、質の高いサービス（金融・共済・購買等）を提供し、あらゆるニーズにお応えしております。

当組合では、この理念のもと、2017年3月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」（以下「原則」といいます。）を採択するとともに、組合員・利用者の皆さまの安定的な資産形成と利用者ニーズに合わせた「ひと・いえ・くるまの総合保障」の提案により、豊かで安心して暮らすことのできる地域社会づくりへ貢献するため、当組合の「組合員・利用者本位の業務運営に関する取組方針」の見直しを実施いたしました。

今後、本方針に基づく取組みの状況については、定期的に公表するとともに、より組合員・利用者本位の業務運営に資するよう、社会情勢や環境変化等を踏まえ、必要に応じて本方針を見直し

てまいります。

地域の活力となり、人々に貢献し、喜ばれるJA

当組合は、経営理念のもと、各事業の体制整備・強化に取り組み、経営基盤の拡充に努めています。

役職員が一丸となって、さらなる経営の健全性・高度化に取り組み、「安全・健全・安心」で、信頼されるJAとして、組合員生活の安定・向上と地域農業の振興を目指して参ります。

注) 共済事業は、当組合と全国共済農業協同組合連合会(以下、JA共済連)が、共同で事業運営しております。JA共済連の「組合員・利用者本位の業務運営に関する取組み方針等」は、JA共済連のホームページをご参照ください。

【原則 6(注 6、7)】

1. 組合員・利用者への最良・最適な金融商品、共済仕組み・サービスの提供

(1) 金融商品

① 当組合は、組合員・利用者の皆さまの最善の利益に資するため、商品の選定にあたっては、特定の投信運用会社に偏ることなく、社会情勢や、商品を提供する運用会社のプロダクトガバナンスの実行性、手数料水準等を踏まえて選定します。

また、JAバンク全体として、金融商品を購入した組合員・利用者の皆さまの属性等に関する情報等を運用会社と相互に連携するとともに、必要に応じて当組合の提案活動の改善等に活かします。

なお、当組合は、金融商品の組成に携わっておりません。

② 金融商品の選定にあたっては、次の観点から組合員・利用者の皆さまの色々な「投資に関する好み」に合った商品を揃えつつ、「選びやすさ」、「長期投資への適性」を考慮し、一定の商品数に絞った『セレクトファンド』により商品提供を行います。

＜セレクトファンド選定基準＞

(i) 長期投資

将来の備えに向けて「長期投資」を前提とした投資信託であること。

(テーマ型ファンドでないこと)

(ii) 手数料

手数料が良心的な水準であること。

(iii) 運用実績

過去の運用実績が相対的に良好であること。

(iv) 将来性

これから将来に向けて資産を築いていく資産形成層に向けては過度な分配金を捻出する投資信託ではないこと。

(v) 運用体制

運用体制について、外部機関の評価を得ていること。

【原則 2 本文および(注)、原則 3(注)、原則 6 本文および(注 2、3、6、7)、補充原則 1～5 本文および(注)】

(2) 共済仕組み・サービス

組合員・利用者の皆さまが、「くらし」と「農業」にかかわる様々なリスクに対して、安心して備えることができる最良の共済仕組み・サービスを提供します。

なお、当組合は、市場リスクを有する共済仕組み(例:外貨建て共済)は提供していません。

【原則 2 本文および(注)、原則 3(注)、原則 6 本文および(注 2、3)、補充原則 1～5 本文および(注)】

2. 組合員・利用者本位のご提案と情報提供

(1) 信用の事業活動

- ① 組合員・利用者の皆さまへの商品提案にあたっては、「スタイル診断シート」を活用し、金融知識・経験・財産、ニーズや目的に合わせて、組合員・利用者の皆さまにふさわしい商品をご提案いたします。なお、販売にあたっては、商品と組合員・利用者の属性・適合性の妥当性を判断したうえで販売します。
- ② 組合員・利用者の皆さまへの商品提案にあたっては、「重要情報シート」により、当組合の提供する投資信託商品が長期運用を前提としたものであることなど、商品の性質を明確にしたうえで商品提案を実施いたします。
- ③ 組合員・利用者の皆さまの投資判断に資するよう、商品のリスク特性・手数料等の重要な事項について資料を提供のうえ分かりやすくご説明し、必要な情報を十分にご提供します。
- ④ 組合員・利用者の皆さまが高齢の場合等においては、上席者の事前承認や同行対応による勧誘・ご提案、取引約定時における再確認等、組合員・利用者の皆さまの特性に応じ適切な対応を実施いたします。
- ⑤ 組合員・利用者の皆さまへの商品販売後も、金融市場の変動等に応じて、必要な情報提供を行う等適切なフォローアップを行います。
- ⑥ 組合員・利用者の皆さまとの取引内容について定期的なモニタリングを実施し、組合員・利用者の皆さまへ適正な商品のご提案・販売を行っているか、検証しております。

【原則 2 本文および(注)、原則 4、原則 5 本文および(注 1～5)、原則 6 本文および(注 1～5)】

(2) 共済の事業活動

- ① 3Q活動を通じて組合員・利用者の皆さまのお役に立つ情報を提供するとともに、保障の加入にあたっては、各種公的保険制度等に係る情報提供を行い、組合員・利用者一人ひとりのニーズに応じた、最良・最適な保障・サービスをご提案します。
- ② 保障の加入にあたっては、組合員・利用者の皆さまのご意向を的確に把握し保障提案を行うとともに、ご契約時には組合員・利用者の皆さまのご意向の確認と保障内容を十分にご理解・ご納得いただけるよう、分かりやすい重要事項説明(契約概要・注意喚起事項)を実施します。
- ③ 特に高齢の組合員・利用者の皆さまに対しては、より丁寧に分かりやすい説明を行い、ご契約時には、ご家族の同席を徹底します。また、ご家族の同席が困難な場合は、電話等にて、加入の目的や契約内容を説明するなど、ご家族も含めて十分ご納得、ご満足いただけるよう、きめ細やかな対応を行います。
- ④ なお、保障の加入にあたり、共済掛金の他に組合員・利用者の皆さまにご負担いただく手数料等はございません。
- ⑤ 各種手続きの実施にあたっては、組合員・利用者の皆さまに分かりやすいご説明を心がけるとともに、3Q活動による組合員・利用者の皆さまとの「絆づくり」を通じて、より安心いただけるアフターフォローを実施します。

【原則 2 本文および(注)、原則 4 本文、原則 5 本文および(注 1～5)、原則 6 本文および(注 1、2、4、5)】

3. 利益相反の適切な管理

組合員・利用者の皆さまへの商品選定や情報提供にあたり、組合員・利用者の皆さまの利益を不当に害することがないように、「利益相反管理方針」に基づき、適切に管理します。

【原則 3 本文および(注)】

4. 組合員・利用者本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築

(1) 組合員・利用者の皆さまの多様なニーズに対応するため、マインド教育に重点を置いた様々な研修等により、職員の能力向上に努めます。また、職員の「モチベーションアップ」・「スキルの向上」・「行動改革」を目的とした人材育成基本方針に沿って、「知識力」・「対話力」・「創造力」・「行動力」のある「自律型職員」の育成を図り、事業活動を通じて組合員から「ありがとう」と言われる職員を目指し、組合員・利用者本位の業務運営を実現するための態勢を構築します。

【原則 2 本文および(注)、原則 6(注 5)、原則 7 本文および(注)】

(2) 組合員・利用者の皆さまへの適切な提案に資する高度な専門性を有する職員育成のため、各種研修会の受講並びに資格取得を推奨しています。

【原則 6(注 5)、原則 7 本文および(注)】

<内部研修・資格制度>

- ・証券外務員資格再研修(対象:信用担当職員)
- ・ライフアドバイザー認証要件研修(対象:共済担当職員)
- ・スマイルサポーター認証要件研修(対象:共済担当職員)
- ・推進担当者認証要件研修(対象:共済担当職員)等

<取得を推奨する外部資格>

- ・証券外務員1種(対象:信用担当職員)
- ・内部管理責任者試験(対象:全管理職)
- ・FP2級技能士(対象:全職員)等

(3) また、組合員・利用者の皆さまからいただいた「声(お問い合わせ・ご相談、ご要望、苦情など)」を誠実に受け止め、業務改善に取り組むとともに、役職員一人ひとりが高い倫理観と強い責任感を持って日常業務を遂行し、最適な金融商品、共済仕組み・サービスを提供できるよう、継続的に職員育成を行う態勢を構築します。

【原則 2 本文および(注)、原則 6(注 5)、原則 7 本文および(注)】

(4) 業績の評価にあたっては、「手数料収入への貢献度等」ではなく、組合員・利用者ニーズに沿った商品販売・保障提案を行ったか等の行動要件を評価材料としております。

【原則 7 本文および(注)】

5. 改廃

この方針の改廃は、理事会の決議による。

以 上

※上記の原則および注番号は、金融庁が公表している「顧客本位の業務運営に関する原則」(2024年9月改訂)との対応を示しています。

〔利益相反管理への取り組み〕

当JAでは、組合員・利用者の皆さまの利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法および関係するガイドラインならびに理事会において決議した「利益相反管理方針」に基づき、利益相反のおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、適正に業務を遂行してまいります。（「利益相反管理方針」については、下記をご参照ください）

利益相反管理方針

グリーン大阪農業協同組合
（平成21年5月29日制定）

グリーン大阪農業協同組合（以下、「当組合」という）は、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法および関係するガイドラインに基づき、利益相反するおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、利益相反管理方針（以下、「本方針」といいます）を次のとおり定める。

1. 対象取引の範囲

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当組合の行う信用事業関連業務、共済事業関連業務または金融商品関連業務にかかるお客さまとの取引であって、お客様の利益を不当に害するおそれのある取引をいう。

2. 利益相反のおそれのある取引の類型等

「利益相反のおそれのある取引」の類型および主な取引例としては、以下に掲げるものが考えられる。

（1）お客さまと当組合の間の利益が相反する類型

（取引例）

抱き合わせ販売や優越的地位の濫用等に該当する取引を行う場合。

（2）当組合の「お客さまと他のお客さま」との間の利益が相反する類型

（取引例）

接待・贈答を受け、または行うことにより、特定の取引先との間で一般的な水準から乖離した水準で取引を行う場合。

3. 利益相反のおそれのある取引の特定の方法

利益相反のおそれのある取引の特定は、以下のとおり行います。

（1）利益相反のおそれのある取引について、利益相反管理統括部署があらかじめ類型化する。

（2）各部署においては、取引を行う際に、当該取引が利益相反のおそれのある取引として類型化された取引に該当するか確認する。

（3）利益相反のおそれのある取引に該当すると判断した場合は、利益相反管理統括部署に報告する。

（4）各部署で、利益相反のおそれのある取引に該当するか判断しかねる場合、または、類型には該当しないが利益相反のおそれのある取引に該当すると疑われる場合は、利益相反管理統括部署に相談する。

（5）利益相反管理統括部署は各部署からの相談を受けて、各部署と協議のうえ（必要に応じて関係部署と協議）、当該取引が利益相反のおそれのある取引であるかの特定を行う。

4. 利益相反の管理の方法

当組合は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客さまの保護を適正に確保する。

（1）対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法

（2）対象取引または当該お客さまとの取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法

（3）対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客

さまに適切に開示する方法(ただし、当組合が負う守秘義務に違反しない場合に限る)

(4)その他対象取引を適切に管理するための方法

5. 利益相反のおそれのある取引の記録および保存

利益相反の特定およびその管理のために行った措置については、当組合で定める利益相反管理規程に基づき適切に記録し、保存する。

6. 利益相反管理体制

(1)当組合は、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理に関する当組合全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署およびその統括者を定める。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないこととする。また、当組合の役職員に対し、本方針および本方針を踏まえた内部規則等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努める。

(2)利益相反管理統括者は、本方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善する。

7. 利益相反管理体制の検証等

当組合は、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行う。

8. 本方針の制定・改廃

本方針の制定・改廃は、理事会の決議による。

〔マネー・ローンダリング等及び反社会的勢力等への対応に関する基本方針〕

当JAでは、反社会的勢力との関係を遮断するため、「マネー・ローンダリング等及び反社会的勢力等への対応に関する基本方針」を制定のうえ方針を定め、これを遵守します。(内容については、下記の「マネー・ローンダリング等及び反社会的勢力等への対応に関する基本方針」をご参照ください)

マネー・ローンダリング等及び 反社会的勢力等への対応に関する基本方針

グリーン大阪農業協同組合
(平成31年2月27日制定)
(令和6年3月25日改正施行)

グリーン大阪農業協同組合(以下「当組合」といいます。)は、事業を行うにつきまして、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与等の金融サービスの濫用(以下、「マネー・ローンダリング等」という。)の防止に取り組むとともに、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

(管理態勢等)

当組合は、マネー・ローンダリング等防止及び反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、経営戦略における重要な課題の1つとして位置付け、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当組合の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、経営陣が管理態勢確立等について主導性を発揮し、フォワード・ルッキングなギャップ分析、組織横断的な対応の高度化、専門性や経験を踏まえた経営レベルでの戦略的な人員確保・教育・資源配分等を実施し、マネー・ローンダリング等防止及び反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

(マネー・ローンダリング等の防止)

当組合は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを国家公安委員会が公表している犯罪収益移転危険度調査書やその他ガイドラインを勘案し、適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

(反社会的勢力等との決別)

当組合は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力等による不当要求を拒絶します。

(職員の安全確保)

当組合は、マネー・ローンダリング等防止及び反社会的勢力等に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

(外部専門機関との連携)

当組合は、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

(改廃)

この方針の改廃は、理事会の決議による。

以 上

〔個人情報保護への取り組み〕

当JAでは、組合員・利用者の皆さまの個人情報を適正に取扱うために、個人情報の保護に関する法律、その他関係諸法令および関係するガイドラインならびに理事会において決議した「個人情報保護方針」に定められた義務を誠実に遵守してまいります。(「個人情報保護方針」については、下記をご参照ください)

個人情報保護方針

グリーン大阪農業協同組合
(平成17年2月23日制定)
(令和4年4月1日改正施行)

グリーン大阪農業協同組合(以下「当組合」といいます。)は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」(以下「保護法」といいます。)その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号利用法」といいます。)その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号利用法第2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本

人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当組合は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業員および委託先を適正に監督します。

なお、個人データとは、保護法第16条第3項が規定する、個人情報データベース等(保護法第16条第1項)を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱い

当組合は、仮名加工情報(保護法第2条第5項)及び匿名加工情報(保護法第2条第6項)の取扱いに関しては、保護法・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

6. 第三者提供の制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当組合は、番号利用法第19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

7. 機微(センシティブ)情報の取り扱い

当組合は、ご本人の機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地・本籍地、保健医療等に関する情報)については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

8. 開示・訂正・利用停止等

当組合は、保有個人データ等につき、法令に基づきご本人からの開示、訂正、利用停止等に応じます。

保有個人データとは、保護法第16条第4項に規定するデータをいいます。

9. 苦情窓口

当組合は、個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

10. 継続的改善

当組合は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

改廃

この方針の改廃は、理事会の決議による。

〔金融円滑化への取り組み〕

当JAは、農業および地域金融における円滑な資金供給を最も重要な社会的役割の一つと位置づけ、その実現に向けて取り組んでいます。

取り組みとして、下記のとおり「金融円滑化にかかる基本的方針」を制定し、体制を強化いたしました。

当JAでは、この方針に基づきまして、お客さまからのご相談等にはより一層丁寧な対応を心掛けてまいります。（「金融円滑化にかかる基本的方針」については、下記をご参照ください）

金融円滑化にかかる基本的方針

グリーン大阪農業協同組合
（平成22年1月27日制定）
（平成25年4月1日改正施行）

当JAグリーン大阪（以下、「当JA」といいます。）は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組んでまいります。

- 1 当JAは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
- 2 当JAは、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取り組みをご支援できるよう努めてまいります。
また、役職員に対する研修等により、上記取り組みの対応能力の向上に努めてまいります。
- 3 当JAは、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
- 4 当JAは、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
- 5 当JAは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等および中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
- 6 当JAは、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。
具体的には、
 - （1）組合長以下、関係役員部長を構成員とする「金融円滑化管理委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
 - （2）信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」として、当JA全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
 - （3）各支店に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支店における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
- 7 当JAは、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

〔金融ADR制度への対応〕

① 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口

(午前9時～午後5時、ただし金融機関の休業日を除く)

信用事業受付窓口 電話:06-6748-5201

共済事業受付窓口 電話:06-6748-5204

共通フリーダイヤル 電話:0120-74-0087

② 紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

東京弁護士会紛争解決センター(03-3581-0031)、第一東京弁護士会仲裁センター(03-3595-8588)、第二東京弁護士会仲裁センター(03-3581-2249)、京都弁護士会紛争解決センター(075-231-2378)、公益社団法人民間総合調停センター(大阪府)、兵庫県弁護士会紛争解決センター(078-341-8227)

①の窓口または一般社団法人JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)にお申し出ください。なお、下線の弁護士会仲裁センター等については、直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

また、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)の仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法があります。

◎ 現地調停:東京の弁護士会のあっせん人と東京以外の弁護士会のあっせん人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。

例えば、お客様は、兵庫県弁護士会紛争解決センターにお越しいただき、当該弁護士会のあっせん人とは面談で、東京の弁護士会のあっせん人とはテレビ会議システム等を通じてお話しいただくことにより、手続を進めることができます。

◎ 移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。

例えば、兵庫県弁護士会紛争解決センターに事件を移管し、以後、当該弁護士会の仲裁センターで手続を進めることができます。

※ 現地調停、移管調停は全国の全ての弁護士会で行える訳ではありません。具体的内容はJAバンク相談所または東京三弁護士会仲裁センター等にお問合せください。

・共済事業

一般社団法人 日本共済協会 共済相談所 (電話:03-5368-5757)

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構

<http://www.jibai-adr.or.jp/>

公益財団法人 日弁連交通事故相談センター

<https://n-tacc.or.jp/>

公益財団法人 交通事故紛争処理センター

<https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

各機関の連絡先(住所・電話番号)につきましては、上記ホームページをご覧ください。①の窓口またはJA共済相談受付センター(電話:0120-536-093、高齢者専用ダイヤル:0120-167-100)にお問合せください。

〔経営者保証に関するガイドラインについての取り組み〕

「経営者保証に関するガイドライン」への対応について

この度、経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会及び日本商工議所が事務局）が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、当JAは、本ガイドラインを尊重し、遵守するための態勢整備を実施しました。

当JAは、今後、お客様と保証契約を締結する場合、また、保証人のお客様が本ガイドラインに即した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めて参ります。

1. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進について

法人個人の一体性の解消等が図られている、あるいは、解消等を図ろうとしている農業者等から資金調達の要請を受けた場合には、当該法人の経営状況、資金使途、回収可能性等进行分析し総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性、代替的な融資手法を活用する可能性について、取引先の意向も踏まえたうえで検討します。

2. 経営者保証の契約時の対応について

- (1) 農業者等との間で保証契約を締結する場合には、主たる債務者と保証人に対し、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
- (2) 保証金額については、農業法人等の各ライフステージにおける取組意欲を阻害しないよう、形式的に保証金額を融資額と同額とはせず、保証人の資産及び収入の状況、融資額、主たる債務者の信用状況、物的担保等の設定状況、主たる債務者及び保証人の適時適切な情報開示姿勢等を総合的に勘案して設定します。

3. 既存の保証契約の適切な見直しについて

- (1) 農業者等から既存の保証契約の解除等または変更等の申し入れを受けた場合には、改めて経営者保証の必要性等の検討を行うとともに、その結果について主たる債務者及び保証人に対し、丁寧かつ具体的な説明を行います。
- (2) 事業承継が行われた時、前経営者が負担する保証債務について、後継者に当然に引き継がせるのではなく、保証契約の必要性について改めて検討するとともに、その結果について主たる債務者及び後継者に対し、丁寧かつ具体的な説明を行います。また、前経営者から保証契約の解除を求められた場合には、保証契約の解除について適切に判断します。

4. 経営者保証を履行する時の対応について

経営者保証における保証債務を履行する場合には、保証人の手元に残すことのできる残存資産の範囲について、必要に応じ支援専門家とも連携しつつ、保証人の保証履行能力、経営者たる保証人の経営責任、破産手続における自由財産の考え方や標準的な世帯の必要生計費の考え方との整合性等を総合的に勘案して決定します。

3. 内部監査体制

当JAでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JAの本店・支店のすべてを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会・代表理事組合長・監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

8. 主な事業の内容等

(1) 主な事業の内容

〔信用事業〕

信用事業は、貯金、貸出、為替などいわゆる銀行業務を行っています。この信用事業は、JA・信連・農林中金という3段階の組織が有機的に結びつき、「JAバンク」として大きな力を発揮しています。

●貯金業務

組合員の方はもちろん、地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいています。

公共料金、都道府県税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

また、平成17年3月1日より貯金保険制度による「全額保護」をご希望の組合員皆さまのために、決済用貯金（「普通貯金無利息型（決済用）」及び「総合口座の普通貯金無利息型」）をご用意しております。この決済用貯金は、平成17年4月以降「全額保護」となっています。

●貸出業務

農業専門金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆さまの生活を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。

また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆さまの暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業・地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。

さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付、個人向けローンも取り扱っています。

●為替業務

全国のJA・信連・農林中金の店舗を始め、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当JAの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできます。

●その他の業務及びサービス

当JAでは、コンピューター・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や給与振込サービス、自動集金サービスなど取り扱っています。

また、国債（新窓販国債、個人向け国債）・投資信託の窓口販売の取り扱い、全国のJAでの貯金の出し入れや銀行、信用金庫、コンビニエンス・ストアなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

●商品・サービスの案内

●貯金業務

貯 金 種 別		仕 組・特 色	期 間	お預け入れ額	付利単位
総合口座	普通貯金	普通貯金と定期貯金を一冊の通帳にセットでき、また、必要時に定期貯金から自動借入もできる便利な口座です。受け取る(給与・年金など)・支払う(公共料金など)・貯める・借りるが一冊でできます。	出し入れ自由	1円以上	※100円
	普通貯金 (無利息型)	普通貯金(無利息型)と定期貯金を一冊の通帳にセットでき、また、必要時に定期貯金から自動借入もできる便利な口座です。普通貯金残高は、全額貯金保険の対象となります。	出し入れ自由	1円以上	無利息
	定期貯金 (自動継続)	お利息有利な定期貯金で、大切な資金を大きくふやせます。また自動継続ですから書替えの手間もかかりません。不意な出費があった時、定期貯金の90%以内で最高200万円まで自動的にご融資いたします。	1ヵ月以上10年以内	1円以上	1円
当 座 貯 金		小切手や手形によるお支払いができます。(新規受付停止)	出し入れ自由	1円以上	無利息
普 通 貯 金		預入・引出しが自由で、最も一般的な貯金で、公共料金等の自動支払いや年金・給与・配当金等の自動受取りもでき、日常生活に必要なお金を財布代りに預けておくのに便利な口座です。	出し入れ自由	1円以上	※100円
普通貯金 無利息型(決済用)		「無利息・要求払い・決済サービスを提供できること」の3要件をみたした貯金で、ペイオフ全面解禁後も貯金保険制度により全額保護される普通貯金です。	出し入れ自由	1円以上	無利息
納税準備貯金		税金の納付に備えるための貯金です。	お引き出しは納税時	1円以上	※100円
消費税目的貯金		消費税を納付する法人・個人事業者に貯金して頂くことで計画的な納税を支援します。	1年	1円以上	※100円
貯 蓄 貯 金		普通貯金と同じように自由に出し入れができるうえ、普通貯金より高利回りでご利用いただけます。お使いみちの決まっていない資金の運用に最適です。	出し入れ自由	1円以上	※1円
通 知 貯 金		ごく短期間の運用に便利です。	1週間以上	5万円以上	1円
定期積金	目 標 式	目標額にあわせて毎月積み立てていく積金です。	6ヵ月以上5年以内	1,000円以上	1円
	定 額 式	ご計画にあわせて毎月一定額を積み立てていく積金です。	6ヵ月以上5年以内	1,000円以上	1円
なごみ定期積金		公的年金受給者を対象に隔月掛金(2ヵ月毎)で無理なく積み立てができ優遇金利の特典が受けられます。	1年以上5年以内	1,000円以上 (年金受給額を上限とする)	1円
そなえ得定期積金		満55歳以上65歳未満の方で、且つ公的年金(国民年金・厚生年金・共済年金)のお受取を当JAで予約された方に金利を上乗せします。	1年以上5年以内	1,000円以上	1円
消費税目的定期積金		消費税を納付する法人・個人事業者に貯金して頂くことで計画的な納税を支援します。	1年	1万円以上	1円
積立定期貯金	エンドレス型	いつでも都合により自由な金額を積み立てられ、目的貯蓄として利用されます。	積立期間を定めない方式	1円以上	1円
	満 期 型	満期日を指定する型です。	6ヵ月以上10年以内 据置期間 1ヵ月以上3年以内	1円以上	1円
期日指定定期貯金		自由金利で、お利息は1年複利で計算されますので有利です。1年間の据え置き期間後はいつでもお引き出しになれます。	最長3年	1円以上 300万円未満	1円
スーパー定期貯金		自由金利で、金額・期間に合わせてお選びいただけます。証書・定期貯金通帳・総合口座でのお取扱いが可能です。	1ヵ月以上10年以内	1円以上	1円
大 口 定 期 貯 金		大口資金の高利回り運用に最適です。	1ヵ月以上10年以内	1,000万円以上	1円
グリーン定期貯金500		当JAで年金を受取って頂いているお客様ならびに、年金口座を指定頂いたお客様が対象です。	1年	500万円以内	1円
グリーン定期貯金300		当JAで年金を受取って頂いているお客様ならびに、年金口座を指定頂いたお客様が対象です。	1年	300万円以内	1円
ナイスミドル (定期貯金)		満55歳以上65歳未満の方で、公的年金(国民年金・厚生年金・共済年金)のお受取を当JAで予約された方を対象とします。	1年	500万円以内	1円
変動金利型定期貯金		6ヵ月ごとに金利が変動します。	1年以上3年以内	1円以上	1円
据置定期貯金		預入期間に応じて6段階の金利を設定しています。6ヵ月ごとに金利が変動します。	最長5年	1円以上 1,000万円未満	1円
財産形成貯金	一般財形	積立額、貯蓄目的ともご自由。1年を経過すればいつでもお引き出しできます。	3年以上	1円以上	1円
	財形年金	在職中に退職後のために積み立てを行い、60歳以降に年金方式(3ヵ月毎)でお受取りできます。また、財形住宅と合わせて550万円まで非課税の特典が受けられます。	5年以上	1円以上	1円
	財形住宅	住宅取得を目的に、財形年金と合わせて550万円まで非課税の特典が受けられます。	5年以上	1円以上	1円
譲渡性貯金		大口資金を高利回りで運用できます。また、満期日前に譲渡できます。	1ヵ月以上5年以内	1,000万円以上	1円

◎定期貯金は原則として毎週月曜日に利率を見直し、店頭に表示しています。 ※付利最低残高1,000円

●貸出業務

種 類		使 途・留 意 事 項	融 資 金 額	期 間
不 動 産 担 保	不動産賃貸事業資金	賃貸住宅・賃貸倉庫等の設備資金、 賃貸事業用物件の購入資金	15億円以内	35年以内
	経営刷新事業資金	地域経済ならびに組合員の生活の安定と 向上に寄与すると認められる健全な事業 に必要な資金	15億円以内	30年以内
	相続税(贈与税)等資金	相続税・贈与税の納付及び他の相続人に 支払うために必要な資金	15億円以内	20年以内
	資産継承ローン	相続税の納税等に必要な資金	3億円以内	30年以内
	住宅資金 (変動金利型)	住宅購入、住宅関連設備資金	1億円以内	30年以内
	住 宅 ロ ー ン 基金協会保証付 協同住宅ローン(株)保証付 (固定金利選択型・変動金利型)	住宅(中古住宅を含む)宅地の購入資金 住宅の新築・増改築資金	10万円以上 2億円以内	3年以上50年以内 (中古住宅購入については、一定の制限あり)
	ライフサポートローン	結婚資金、生活介護資金等	1,000万円以内	10年以内
各 種 ロ ー ン	リフォームローン	ご自宅の増改築・補修またはシステムキ ッチン・バス・トイレ等の住宅関連設備資 金	10万円以上 1,500万円以内	1年以上20年以内
	多目的ローン	生活に必要とする資金	10万円以上 500万円以内	6ヵ月以上10年以内
	マイカーローン	自動車の購入、車庫の建築等の自動車 関連資金	10万円以上 1,000万円以内	6ヵ月以上15年以内
	教 育 ロ ー ン	入学金、授業料等の学生生活に必要な 資金	10万円以上 1,000万円以内	・据置期間 卒業予定年月の6ヵ月後以内 ・借入期間 6ヵ月以上15年以内
	教育ローン(カード型)	就学されるご子弟の教育に関する全ての ご資金	10万円以上 700万円以内	1年ごとに契約更新 (65歳に達した後は更新しない。新規貸越可 能期間は、卒業年月日の末日まで)
	カードローン (約定返済方式)	お使いみちはご自由です	10万円以上 300万円以内	1年ごとに契約更新 (65歳に達した後は更新しない。ただし、契約 金額が50万円以内の場合は、70歳に達した 後は更新しない)
農 業 関 連 資 金	農業振興資金	農地の取得、農業施設の取得、農機具、 運搬用器具の取得等	15億円以内 (事業費の100%以内)	30年以内
	農機ハウスローン	農機具の購入、パイプハウス建築費用等 の農業関連資金	1,800万円以内	1年以上10年以内
	新規就農応援資金	将来の地域農業を支える新規就農者の 就農定着を支援するための資金	1,000万円以内	最長17年 (据置最長5年)
	担い手応援ローン	農業経営にかかる運転資金	3,000万円以内	1年以内

●手数料一覧 (手数料については、いずれも消費税込の金額です。) (令和8年7月1日現在)

振込手数料	当JA本支店宛	窓口利用		1件	440円
		ATM利用	現金	1件	無料
			キャッシュカード	1件	無料
		JAネットバンク利用		1件	無料
	系統金融機関宛	窓口利用		1件	440円
		ATM利用	現金	1件	330円
			キャッシュカード	1件	220円
		JAネットバンク利用		1件	110円
	他金融機関宛	窓口利用		1件	770円
		ATM利用	現金	1件	660円
			キャッシュカード	1件	440円
		JAネットバンク利用		1件	220円

注 ATMでは、10万円を超える現金でのお振込みはお取り扱いできません。

注 視覚障がい者等の振込手数料はATM利用手数料と同額とする。

注 個人インターネットバンキング月額手数料は無料

注 官公庁は手数料免除

法人インターネット バンキング手数料	月額基本手数料	振込・照会サービスのみのみ	1 契約	1,100 円
		振込・照会サービス + データ伝送サービス	1 契約	3,300 円
	当JA本支店宛	振込(振替)	1 件	無料
		総合振込	1 件	無料
		給与・賞与振込手数料	1 件	無料
	系統金融機関宛	振込(振替)	1 件	220 円
		総合振込	1 件	220 円
		給与・賞与振込	1 件	無料
	他金融機関宛	振込(振替)	1 件	440 円
		総合振込	1 件	440 円
		給与・賞与振込	1 件	55 円
JA データ伝送 サービス手数料	月額手数料	毎月の固定利用料で加入者センタ登録料	1 契約	5,500 円
		任意ファイル伝送サービス 利用 「有」の場合は	1 契約	5,500 円
自動送金 サービス手数料	自動送金サービス初回登録手数料		1 件	550 円
	当JA本支店宛		1 件	無料
	系統金融機関宛		1 件	440 円
	他金融機関宛		1 件	770 円

代金取立手数料	電子交換		1件	1,100円
	個別取立	当JA本支店宛	1通	無料
		系統金融機関宛	1通	1,100円
		他金融機関宛	1通	1,100円

その他為替手数料	振込の訂正・組戻料	1件	※ 770 円
	不渡手形返却料	1通	1,100 円
	取立手形組戻料	1通	1,100 円
	取立手形店頭呈示料	1通	1,100 円
	ただし、1,100 円を超える取立経費(実費)を要する場合は、その実額を申し受けます		

※ 依頼どおりの処理ができなかったときも、手数料は返却しません。

両替手数料 (お取扱い 1 件にあたり)	(ご留意事項) 1. 両替のお取扱枚数は、紙幣及び硬貨が対象となり、両替前の枚数、または両替後の枚数のいずれか多い方とさせていただきます。 また、同一金種間(新券・記念硬貨・日銀鑑定・汚損現金等)の交換も、両替に準じた所定の手数料をいただきます。 2. 硬貨から紙幣への両替に関する取扱手数料及び硬貨による入出金・お振込に関する取扱手数料についても上記の手数料をいただきます。 3. 硬貨計数後に入出金・お振込を取りやめる場合や、金額を変更される場合も、手数料をいただきます。なお、手数料は入出金またはお振込みする硬貨とは別にご用意ください。 4. 出金で金種を指定される場合、紙幣を除く硬貨が対象となります。 5. 1日に複数回に分けて両替(入出金・お振込含む)される場合は、合算した枚数に応じた手数料をいただきますが、紙幣の入出金・お振込は対象外といたします。 6. 1日に複数の支店で同一口座に入出金・お振込いただく場合には、それぞれの支店でお取引いただいた硬貨枚数に応じて手数料をいただきます。	1 枚 ～ 10 枚	無料
		11 枚 ～ 500 枚	330 円
		501 枚 ～ 1,000 枚	660 円
		1,001 枚 以上	500 枚ごとに 330 円加算
硬貨入出金手数料 (お取扱い 1 件にあたり)		1 枚 ～ 100 枚	無料
		101 枚 ～ 500 枚	330 円
		501 枚 ～ 1,000 枚	660 円
		1,001 枚 以上	500 枚ごとに 330 円加算

貯金業務手数料	残高証明書		1 通	550 円
	残高証明書 英文発行等(定形外)		1 通	※1 1,100 円
	相続貯金等取引状況証明書		1 通	1,100 円
	貯金取引履歴明細表		1 顧客	1,100 円
	利息支払証明書		1 通	550 円
	再発行	貯金通帳	1 冊	550 円
		貯金証書	1 通	550 円
		ICキャッシュカード発行	1 枚	1,100 円
	(IC)キャッシュカード暗証番号照会		1 件	550 円

※1 定形外には、会計監査法人制定様式を含む

注 残高証明書発行手数料は、支店数×発行通数分(支店ごとの発行)

注 官公庁は手数料免除

その他手数料	国債等窓販の保護預かり		1口座 月額	無料
	投信窓販の保護預かり		1口座 月額	無料
	投信販売手数料		JA 取扱ファンド手数料どおり	
	個人情報開示手数料		1件	1,100 円
	株式払込事務受託		一括取扱手数料率	別途算式による
	未利用口座管理手数料 (令和 3 年 10 月 1 日以降開設分)		1口座 年額	1,320 円
	校納金システム手数料		1学校 月額	5,500 円
	成年後見支援貯金	口座開設手数料		13,200 円
		口座維持管理手数料	1口座 年額	13,200 円

種類			手数料(税込)	備考
当座貸越	貸越開始		1,100 円	・統一ローンのみ対象。 ・総合口座貸越契約は免除。 ・カード発行手数料を含む。 （再発行は手数料要） ・随時弁済型から約定返済型へ切替の場合は手数料免除。
	条件 変更	極度額変更	2,200 円	
		貸出先・保証人		
		担保・保証		
		その他		
手形貸付	新規実行(書替含)		1,100 円	・貸付番号ごとに必要 ・貯金担保は免除
	全部・一部繰上償還		5,500 円	
	条件 変更	貸出先・保証人	5,500 円	
		担保・保証		
		その他		
証書貸付	新規実行		22,000 円	下記以外のもの
			1,100 円	貯金・共済担保
			5,500 円	住宅ローン・リフォームローン
			2,200 円	その他の統一ローン 但し、リリーフローンは免除
	全部・一部繰上償還		5,500 円	・貸付番号ごとに必要 ・貯金・共済担保は免除 ・留保金からの相殺は手数料免除
	条件 変更	償還条件	5,500 円	・貸付番号ごとに必要 ・貯金・共済担保は免除
		利率		
		貸出先・保証人		
		担保・保証		
その他				
残高証明(1通につき)			550 円	

- ※ 職員・地方公共団体は、手数料免除。
- ※ 各手数料に登記簿謄本・公図の取得費用が含まれています。
- ※ 各条件変更は、貸出事務手続(統一版)の項目に準じています。
- ※ 相続に伴う条件変更は手数料免除。
- ※ 保証意思宣明公正証書を作成した場合は、新規実行手数料免除。

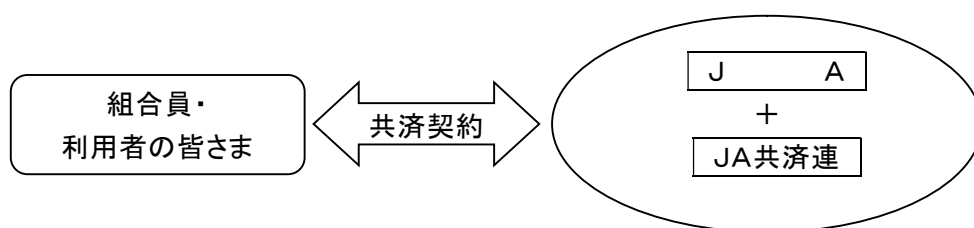
〔共済事業〕

JA共済は、JAが行う地域密着型の総合事業の一環として、相互扶助を基本理念に生命・建更・自動車などの各種共済による生活総合保障を通じて、組合員・利用者の皆さまが日常生活を送るうえで必要とされるさまざまな保障・ニーズにお応えしています。

◇JA共済の役割

JA共済は、JAとJA共済連がそれぞれ機能分担を行い、組合員・利用者の皆さまに密着した生活総合保障活動を行っています。

共済契約は、JAとJA共済連が共同でお引き受けいたします。



J A	■JA共済の窓口です。組合員・利用者の皆さまの立場に立った事業活動で皆さまの暮らしをサポートしています。
JA共済連	■各種の企画、仕組開発、資産運用業務や支払共済金にかかる準備金の積み立てなどを行い、JAと一体となって共済事業を運営しています。

●共済仕組み一覧

種類 項目	長期共済 (共済期間5年以上のもの)	内 容
生命総合共済	終身共済	一生涯にわたって万一(死亡・後遺障害)の保障を備えられます。一時金だけではなく、ご家族の生活資金を年金でお受取りになれる保障プラン(生活保障特約・家族収入保障特約)もあります。
	定期生命共済	お手頃な共済掛金で万一(死亡・後遺障害)の保障を備えられます。
	定期生命共済 (通減期間設定型)	ライフステージに応じて保障金額を通減させることにより、お手頃な共済掛金で万一(死亡・後遺障害)の保障を備えられます。
	養老生命共済	貯蓄しながら備えられる万一(死亡・後遺障害)の保障です。
	子ども共済 【にじ・えがお・学資応援隊】	お子さまやお孫さまの教育資金の準備に活用いただけます。高い貯蓄性と保障がバランスよく備わっています。
	医療共済 【メディフル】	日帰り入院からまとまった一時金が受け取れます。入院費用への備えはもちろん、その前後の通院・在宅医療などにも活用できます。
	がん共済	上皮内がんを含む様々な「がん」や「脳腫瘍」に対し、入院・手術・放射線治療はもちろん、抗がん剤治療やホルモン剤治療、がん性疼痛等の緩和のための在宅医療も保障します。
	介護共済	一生涯にわたって介護の不安に備えられます。公的介護保険制度に連動したわかりやすい保障です。
	認知症共済	認知症はもちろん、認知症の前段階の軽度認知障害(MCI)まで幅広く保障し、一生涯にわたって備えられます。
	生活障害共済 【働くわたしのささエール】	身体障害者手帳制度(公的制度)に連動した幅広い身体障害状態に備えられる保障で、働けなくなったときのリスクに備えられます。
	特定重度疾病共済 【身近なリスクにそなエール】	「三大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)」に加え、「心・血管疾患」や「脳血管疾患」、さらには「その他の生活習慣病」まで幅広く保障し、継続治療にかかる様々な経済的負担に備えられます。
	予定利率変動型 年金共済 【ライフロード】	毎月・毎年の共済掛金で老後の生活資金が積立感覚で準備できます。また、年金額の増加が期待でき、一度増加した年金額は減りません。(ご契約後6年目以降、1年ごとに予定利率を見直します。)
建物更生共済 【むてきプラス・My家財プラス】		火災はもちろん、地震や台風などの自然災害も幅広く保障します。また、満期共済金は、建物の新築・改築や家財の買替資金として活用いただけます。

短期共済 (共済期間5年未満のもの)	内 容
火 災 共 済	建物・動産の火災などによる損害を保障します。
自 動 車 共 済	対人賠償や対物賠償をはじめ、人身傷害、車両保障、車両諸費用保障など、万一の自動車事故を幅広く保障します。掛金割引制度も充実しています。
傷 害 共 済	日常のさまざまなアクシデントによる死亡や負傷を保障する共済です。
賠 償 責 任 共 済	日常生活上の賠償事故を保障します。
農業者賠償責任共済 【ファーマスト】	農業に関する幅広い賠償責任をカバーします。農地面積と支払限度額に基づく、分かりやすい共済掛金設定です。
自 賠 責 共 済	法律ですべての自動車(注記)に加入が義務づけられています。ハンドルを握る人には欠かせないクルマの共済です。 (注記)農耕作業用小型特殊自動車を除きます。
ボランティア活動共済	ボランティア活動中の傷害・賠償事故保障です。

※ この資料は概要を説明したものです。ご検討にあたっては、「重要事項説明書(契約概要)」を必ずご覧ください。
また、ご契約の際には、「重要事項説明書(注意喚起情報)」および「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

〔経済事業〕

○購買事業

生産資材においては、購買品の計画的な仕入や在庫管理の徹底による供給コストの削減に努めます。また、肥料・農薬の予約購買と引取制度の利用促進により、生産コストの低減を図ります。

生活物資においては、各種チラシ等を使用したイベント等の案内を実施し、組合員・利用者の様々な要望に対応する商品を提供する事により、顧客満足度の向上に努め、経済事業の収支改善に取り組みます。

○営農指導事業

組合員が、安全で安心な農産物を継続的、安定的に生産できるよう、営農渉外による病虫害の早期発見、早期防除指導や情報提供、土壌分析検査を活用した施肥管理や農薬の適正使用など、きめ細やかな営農指導により、質の高い「健康百菜(エコ農産物)」の生産拡大に取り組み、農業所得の向上を目指します。

また、地域農業の将来を担う新規就農者や定年帰農者、後継予定者などの育成の取り組みとして農業塾(担い手サポースクール)の充実に努め、地域農業の振興を図ります。

○生活指導事業

身近で様々な文化・芸術にふれあえる「JAふれあいライブ」や「組合員美術作品展」などの生活文化活動を展開し、地域に貢献するJAを目指します。

地域とともに実施する支店協同活動や女性会本部・支部活動により、地域に根ざしたくらしの活動を活性化します。さらに生活習慣病健診・ゴルフ大会・歩こう会などの実施を通じ協同のなかまとしての意識を高め、JA活動の充実と一層の組合員参加を実現し地域においてさらに存在感を発揮します。

JA活動に対する非農家の共感と応援を獲得するため「JA女性大学」「JA女性大学OG会」を開講し、JAファンの拡大に取り組みます。

また、支店・女性会の各支部が主体的に取り組む「夏休み親子料理教室」や地域の小学生等を対象に安全な食と農の研究会と営農渉外が連携して指導役を務める田植え、稲刈りなどの農業体験学習等(出前講座、農作業指導など)、地域密着型の食農教育の実施を通じて、子どもたちやその保護者への農業・JAへの理解促進を図ります。

メディアを通じた情報発信に基づく効果的なパブリシティを展開し、JA活動が地域住民に理解される広報活動を積極的に取り組みます。

広報誌「フォレスト」では「フレッシュ・クラブ通信」や「営農情報」の掲載により、旬の地場産農産物や農産物直売所「フレッシュ・クラブ」をPRします。また、組合員や幅広い年代層の方々にホームページ、LINE・Instagram(公式アカウント)を利用した動画配信等、SNSの活用により地域に役立つ最新JA情報を発信します。

○利用事業

農業者の高齢化や後継者不足に起因する労働力の低下や耕作地放棄の抑制、経済的負担を軽減するため、受委託事業(外部委託提携)と、組合員の生産コスト削減の一助として農機具レンタルの充実に努めます。

○宅地等供給事業

組合員の資産の有効活用並びに保全について、JAは組合員とともに取り組みます。

具体的には、オンライン契約・顧客管理サービスによる組合員・利用者の利便性に適応した駐車場管理、遊休地の活用、老朽化した賃貸物件の建て替え、リノベーションなど、長期的な視野で、次世代への資産承継を含めた提案・指導により、組合員の生活の安定・向上を図ります。

○販売事業

農産物直売所「フレッシュ・クラブ」や朝市を通じ、「健康百菜(エコ農産物)」の販売促進に取り組み、消費者に安全・安心で新鮮な地元農産物を提供することに努めます。

ついては、農家所得の向上に注力し、展望の持てる農業経営の促進に取り組み、生産者の生産意欲を高めるとともに、SNS等を利用した地元農産物のPRを実施し、消費者の購買意欲を高める直売所運営に努めます。

●主要購買品目

種 類		内 容
生 産 資 材	肥 料	有機・無機肥料全般、土壌改良剤
	農 薬	水稻・野菜用殺虫殺菌剤、園芸用殺虫殺菌剤、除草剤
	保 温 資 材	ハウス・トンネル用ビニール・ポリ、寒冷紗等被覆資材
	包 装 資 材	野菜用結束ヒモ、野菜出荷用包装資材、米袋、ネット
	農 業 機 械	農業機械全般、農機具修理、農機具部品
	自動車(二輪車を除く)	トヨタ、日産、スバル、その他取扱
	建 築 資 材	白蟻駆除工事・パイプハウス(農業用)等
	そ の 他	資材、種子・苗
生 活 物 資	食 料	米
	生 鮮 食 品	とく得米等
	一 般 食 品	ハム、冷凍食品等(正月用品)
	耐 久 消 費 財	生鮮食品を除く一般食品(春、秋共同積上げ運動)
	日 用 保 健 雑 貨 用 品	石碑石材、仏壇仏具、エコガラス、美術工芸品、健康機器
	F C 供 給 品	医薬品を除く日用雑貨、補聴器
		フレッシュ・クラブ供給品

●営農・生活・相談サービス

		内 容
営 農 指 導	経営所得安定対策制度の推進、病虫害防除、農薬の安全使用、学童の水稻実習、イモ掘り体験実習、水稻育苗等を実施しています。	
	配 達	営農センター フリーコール 0120-233-489 三野郷営農センター フリーコール 0120-305-319
	農作業受委託 (耕うん、代かき、育苗、田植え、 稲刈り、粃すり)	
	農機具レンタル (田植機、トラクター、草刈機、 管理機、噴霧器等)	営農センター フリーコール 0120-233-489
営 農 相 談	行政・農と緑の総合事務所と連携した営農相談を実施しています。	
営 農 情 報	広報誌(フォレスト)・ホームページにて営農情報を発信しています。 ホームページ https://www.ja-greenosaka.or.jp/einou/	
生 活 指 導	生活習慣病健診・各種文化教室の開催等による組合員の生活指導を実施しています。	
税 務 相 談	毎月、支店(英田、花園ラグビー、玉川、盾津、新庄、縄手、縄手南、三野郷、玉串、楠根、意岐部、荒本) 12 会場にて、税理士による無料税務相談を実施しています。 日常の税務相談については、本店(資産活用課)にて対応しています。	
法 律 相 談	毎月、本店(資産活用課)・縄手支店・意岐部支店の3会場にて、弁護士による無料法律相談を実施しています。	

(2) JAバンク・セーフティネット

当JAの貯金は、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度(農水産業協同組合貯金保険制度)」との2重のセーフティネットで守られています。

◇「JAバンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律)」に則り、JAバンク会員(JA・信連・農林中金)総意のもと「JAバンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「JAバンクシステム」といいます。

「JAバンクシステム」は、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。

◇「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JAバンクの健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止するためのJAバンク独自の制度です。具体的には、(1)個々のJA等の経営状況についてチェック(モニタリング)を行い、問題点を早期に発見、(2)経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、(3)全国のJAバンクが拠出した「JAバンク支援基金」等を活用し、個々のJAの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

◇「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、JAバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のJAバンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

◇貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

<参考>『自己改革』実践状況報告等

当ＪＡでは自己改革として、さまざまな取り組みを行っております。なお、令和８年６月２７日開催の総代会において、その自己改革工程表を以下のとおり報告しており、当該資料を参考として掲載いたします。

ＪＡグリーン大阪自己改革工程表

ＪＡグリーン大阪は、これまで組合員との対話に基づいて、「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」を基本目標とする創造的自己改革の実践に全力で取り組んできました。

この結果、平成３０年度より実施した「ＪＡの自己改革に関する組合員調査」等において、多くの正組合員から自己改革の一定の評価と一層の期待、多くの准組合員から総合事業の必要性や地域農業を応援したいとの声をいただくことができました。

令和４年度からは、自己改革実践サイクルの取り組みとして、数値目標を含んだ自己改革の実践の具体的な取り組み等を組合員との対話を踏まえながら毎年度の総代会で決議することで着実に取り組んでいます。

令和７年度からは、一定の成果を得ている取り組みを継続するとともに、一層の農業者の所得増大に向けて、新たにエコ農産物の付加価値の向上に取り組むほか、ＪＡ経営基盤強化や組合員との対話・意思反映の取り組みもすすめることで、自己改革のさらなる深化を図ります。

今後とも、ＪＡグリーン大阪は地域になくはないＪＡであり続けるため、ＪＡ全体の収益性の確保や合理化・効率化によって、自己改革の実践を支える持続可能な経営基盤を確立・強化するとともに、組合員との徹底した対話を通じ、総合事業を基本とした「不断の自己改革」に取り組んでまいります。

（１）自己改革を実践するための具体的な方針

- 1 訪問活動等を通じた「組合員との対話」を原点としてニーズを的確に把握します。
- 2 「農業者の売上増加・コスト低減」につながる組合員目線での必要な取り組みについて、目標及び施策の策定等を行い実践することにより、改革の目的である「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」を実現するほか、「地域の活性化」にも取り組みます。
特に、地域の農業者を対象に、次のことに取り組みます。
①米の買取強化、②エコ農産物の推奨・付加価値の向上、③土壌分析検査の強化
「地域の活性化」に向けては、次のことに取り組みます。
①朝市・直売所での安全・安心な農産物の提供
- 3 改革の取り組みと成果について「組合員との対話」等を通じて評価を把握し、次の改革につなげることで、ＰＤＣＡサイクルを回し、不断の自己改革を着実に実践します。

（２）自己改革を支える経営基盤の確立・強化の取り組みについて

管内農地の環境課題では農地の減少や組合員の高齢化が進み、経営課題では営農経済事業の赤字収支構造の常態化や信用・共済事業の将来収益の縮小が懸念される状況になっています。

こうした情勢のなか、５年後の収支シミュレーションにより抽出された課題に対応して、健全で持続性のある経営を確保するため、経営基盤強化に取り組めます。

①農業者のニーズに対応できるよう農業融資に取り組むと共に、総合事業の展開による収益性の確保を実践します。

②年金口座獲得に取り組み、持続可能な収益構造の確保を行います。

今後も自己改革を支える経営基盤の確立・強化を図っていくため、環境変化に対応した収支シミュレーションによる事業運営と効率的な施設運営を通じた費用削減等により、健全で持続性のある経営を確保する取り組みを実践していきます。

（３）自己改革の実践に向けた組合員との対話・意思反映

自己改革の実践にあたっては、改革の評価の把握に向けた正組合員との対話のみならず、地域に根ざしたＪＡを目指して、准組合員モニター制度やアンケート等を通じて、「正組合員とともに地域農業や地域経済の発展を共に支える組合員」である准組合員の声を聴くことで、正組合員と准組合員が一体となったＪＡ運営を実現し、組合員の評価をふまえた必要な見直しを行います。

また、農業振興の応援団でもある准組合員の事業利用にあたっては、正・准組合員の利用状況を把握したうえで、改革の目的である「農業者の所得増大」につながるよう取り組みます。

自己改革工程表（重点目標）

1. 農業者の所得増大・農業生産の拡大

重点目標	成果・数値目標		
		令和7年度	令和8年度
(1) 米の買取強化 買取制度の見直しを行う 対象者：米出荷者	計画	2,000本	2,000本
	実績	1,003本	
取組結果 JAで種籾や水稻苗を購入された米生産者全員に買取の案内を発信し、従来の「ヒノヒカリ」に加え、「にこまる」の買取も実施しましたが、縁故米等が増加した結果1,003本の買取となりました。			
(2) フレッシュ・クラブで販売する 主要農産物の価格設定の見直し 対象者：農産物出荷者	計画	エコ農産物の委託価格 5%上昇	エコ農産物の委託価格 5%上昇
	実績	0.6%上昇	
取組結果 「健康百菜（エコ農産物）」のPRを強化し、出荷者に指標となる価格を示しましたが、市場価格の低迷が影響し、エコ農産物の委託価格は0.6%の上昇となりました。			
(3) エコ農産物申請者数 対象者：生産者	計画	100人	100人
	実績	108人	
取組結果 行政と連携して手続説明会を5支店で開催し、申請者数は108人となりました。			
(4) 土壌分析検査件数 対象者：生産者	計画	140件	140件
	実績	141件	
取組結果 土壌分析結果を基とする適正施肥が行えるよう、土壌分析検査（簡易土壌分析を含む）を周知した結果、検査件数は141件となりました。			

2. 経営基盤の確立・強化の取り組みについて

重点目標		成果・数値目標			
			令和７年度	令和８年度	
（１）オンリーワン戦略					
		年金獲得件数	計画	１，３００件	１，３００件
			実績	１，３２７件	
		農業融資	計画	３６，２００千円	３６，２００千円
			実績	２５，８１０千円	
取組結果					
年金相談会の開催、相談業務を軸としたマネーライフプランの取り組みにより、年金獲得件数は１，３００件の計画に対し、１，３２７件となりました。 認定農業者の中からメイン強化先を選定し、当ＪＡの信用・営農部門とともにＪＡバンク大阪信連と農業事業計画等の提案を行った結果、農業融資新規実行目標３６，２００千円に対し、２５，８１０千円となりました。					

3. 組合員との対話・意思反映

重点目標	成果・数値目標		
		令和7年度	令和8年度
(1) 組合員・利用者との訪問・対話	計画	1,200人(准組合員)	1,200人(准組合員)
	実績	1,201人(准組合員)	
取組結果			
令和7年度は、昨年度に引き続き准組合員を対象に対話運動を実施し、合計1,201人の方に意見を伺うことができました。			
(2) 地区座談会 地区説明会 (准組合員含む)	計画	200人	8回 200人
	実績	262人	
取組結果			
地区座談会を令和8年2月3日から17日にかけて開催し、8地区で224人の組合員(内、准組合員・組合員家族61人)に参加いただき、自己改革工程表等の資料を用いて意見交換を行いました。 また、地区説明会を令和7年12月12日に縄手地区で開催し、38人の組合員に参加いただき、第5次店舗統廃合等の資料を用いて意見交換を行いました。			
(3) 准組合員モニター制度	計画	年4回実施	年4回実施
	実績	年4回実施	
取組結果			
令和7年7月から11月にかけて、管内在住の准組合員19人参加のもと、本店にて4回実施しました。			

【経営資料】

I. 決算の状況

1. 貸借対照表

(単位:千円)

科 目	令和6年度 (令和7年3月31日現在)	令和7年度 (令和8年3月31日現在)
(資産の部)		
1. 信用事業資産	329,823,792	332,174,039
(1) 現金	913,205	796,480
(2) 預金	265,005,922	270,907,708
系統預金	265,005,922	270,907,708
(3) 有価証券	27,812,940	23,159,390
国債	27,812,940	23,159,390
(4) 貸出金	34,499,723	35,362,102
(5) その他の信用事業資産	1,695,526	2,051,906
未収収益	1,638,506	1,984,677
その他の資産	57,020	67,228
(6) 貸倒引当金	△ 103,525	△ 103,547
2. 共済事業資産	5,098	10,229
(1) 未収収益	5,098	10,229
3. 経済事業資産	20,758	24,837
(1) 経済事業未収金	12,073	11,368
(2) 棚卸資産	8,524	13,300
購買品	8,408	8,382
販売品	116	4,918
(3) その他の経済事業資産	197	197
(4) 貸倒引当金	△ 36	△ 28
4. 雑資産	209,134	188,433
(1) 雑資産	209,135	188,433
(2) 貸倒引当金	△ 0	-
5. 固定資産	5,595,419	5,300,520
(1) 有形固定資産	5,592,539	5,297,640
建物	4,117,286	4,064,466
機械装置	47,724	47,724
土地	3,996,400	3,889,505
その他の有形固定資産	1,005,384	1,002,782
減価償却累計額	△ 3,574,256	△ 3,706,836
(2) 無形固定資産	2,880	2,880
6. 外部出資	12,668,115	12,668,115
(1) 外部出資	12,668,115	12,668,115
系統出資	12,513,015	12,513,015
系統外出資	155,100	155,100
7. 繰延税金資産	152,130	158,318
資産の部合計	348,474,449	350,524,494

(単位:千円)

科 目	令 和 6 年 度 (令和7年3月31日現在)	令 和 7 年 度 (令和8年3月31日現在)
(負 債 の 部)		
1. 信 用 事 業 負 債	328,285,630	333,648,421
(1) 貯 金	327,070,782	332,705,283
(2) 借 入 金	600,000	100,000
(3) その他の信用事業負債	604,384	832,744
未 払 費 用	195,259	444,182
そ の 他 の 負 債	409,125	388,562
(4) 睡眠貯金払戻引当金	10,462	10,392
2. 共 済 事 業 負 債	577,863	549,838
(1) 共 済 資 金	225,418	205,998
(2) 未経過共済付加収入	341,764	331,568
(3) 共 済 未 払 費 用	3,876	8,119
(4) その他の共済事業負債	6,804	4,152
3. 経 済 事 業 負 債	13,137	10,380
(1) 経 済 事 業 未 払 金	13,137	10,380
4. 雑 負 債	749,954	722,783
(1) 未 払 法 人 税 等	178,160	209,047
(2) 資 産 除 去 債 務	26,342	26,350
(3) そ の 他 の 雑 負 債	545,451	487,385
5. 諸 引 当 金	518,192	448,127
(1) 賞 与 引 当 金	50,907	51,274
(2) 退 職 給 付 引 当 金	283,440	247,796
(3) 役 員 退 職 慰 労 引 当 金	36,902	19,316
(4) 特 例 業 務 負 担 引 当 金	146,941	129,739
6. 再評価に係る繰延税金負債	531,217	500,613
負 債 の 部 合 計	330,675,994	335,880,163
(純 資 産 の 部)		
1. 組 合 員 資 本	18,683,432	19,416,337
(1) 出 資 金	1,306,056	1,275,403
(2) 利 益 剰 余 金	17,393,170	18,160,503
利 益 準 備 金	3,140,469	3,140,469
そ の 他 利 益 剰 余 金	14,252,700	15,020,033
信用事業基盤強化積立金	4,100,000	4,300,000
施 設 整 備 積 立 金	325,000	375,000
創立周年記念事業積立金	35,000	45,000
特 別 積 立 金	5,655,835	5,655,835
当 期 未 処 分 剰 余 金	4,136,865	4,644,198
(うち当期剰余金)	(707,659)	(716,841)
(3) 処 分 未 済 持 分	△15,794	△19,569
2. 評 価 ・ 換 算 差 額 等	△884,976	△4,772,005
(1) その他有価証券評価差額金	△2,027,632	△5,838,369
(2) 土 地 再 評 価 差 額 金	1,142,655	1,066,364
純 資 産 の 部 合 計	17,798,455	14,644,331
負 債 及 び 純 資 産 合 計	348,474,449	350,524,494

2. 損益計算書

(単位:千円)

科 目	令 和 6 年 度	令 和 7 年 度
	(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)	(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)
1. 事業総利益	3,059,297	3,309,622
事業収益	3,786,481	4,634,895
事業費用	727,183	1,325,273
(1) 信用事業収益	2,878,605	3,726,320
資金運用収益	2,520,285	3,278,295
(うち預金利息)	(1,618,063)	(2,119,611)
(うち有価証券利息)	(412,557)	(520,743)
(うち貸出金利息)	(392,700)	(541,358)
(うちその他受入利息)	(96,964)	(96,581)
役務取引等収益	57,831	62,778
その他事業直接収益	226,054	345,224
その他経常収益	74,433	40,022
(2) 信用事業費用	607,354	1,213,911
資金調達費用	290,084	798,016
(うち貯金利息)	(285,243)	(786,700)
(うち給付補填備金繰入)	(1,224)	(3,803)
(うちその他支払利息)	(3,617)	(7,512)
役務取引等費用	13,221	13,288
その他事業直接費用	216,420	327,987
その他経常費用	87,627	74,618
(うち貸倒引当金繰入額)	(-)	(22)
(うち睡眠貯金払戻引当金繰入額)	(4,649)	(70)
信用事業総利益	2,271,250	2,512,409
(3) 共済事業収益	715,614	731,271
共済付加収入	649,355	655,182
その他の収益	66,258	76,088
(4) 共済事業費用	17,045	22,283
共済推進費	12,066	18,167
その他の費用	4,978	4,115
共済事業総利益	698,569	708,987
(5) 購買事業収益	52,183	51,251
購買品供給高	36,263	36,210
購買手数料	14,155	14,258
その他の収益	1,764	782
(6) 購買事業費用	32,302	32,287
購買品供給原価	32,062	32,030
その他の費用	239	257
(うち貸倒引当金繰入額)	(7)	(-)
購買事業総利益	19,881	18,963
(7) 販売事業収益	46,762	36,709
販売品販売高	14,979	8,404
販売手数料	2,005	1,852
直売所手数料	29,350	26,451
その他の収益	427	-
(8) 販売事業費用	16,008	7,479
販売品販売原価	14,708	7,077
その他の費用	1,299	402
販売事業総利益	30,754	29,229

(単位:千円)

科 目	令 和 6 年 度	令 和 7 年 度
	(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)	(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)
(9) 利 用 事 業 収 益	17,960	20,837
(10) 利 用 事 業 費 用	7,846	9,196
利 用 事 業 総 利 益	10,113	11,640
(11) 宅 地 等 供 給 事 業 収 益	63,380	59,185
(12) 宅 地 等 供 給 事 業 費 用	1,692	862
宅 地 等 供 給 事 業 総 利 益	61,688	58,322
(13) 指 導 事 業 収 入	11,975	9,321
指 導 事 業 補 助 金	1,444	1,332
実 費 収 入	10,531	7,988
(14) 指 導 事 業 支 出	44,935	39,252
営 農 改 善 費	15,519	14,098
生 活 改 善 費	13,752	13,987
教 育 情 報 費	15,663	11,166
指 導 事 業 収 支 差 額	△32,959	△29,931
2. 事 業 管 理 費	2,362,923	2,428,759
(1) 人 件 費	1,615,442	1,666,734
(2) 業 務 費	335,636	343,016
(3) 諸 税 負 担 金	107,106	117,496
(4) 施 設 費	292,711	288,339
(5) そ の 他 事 業 管 理 費	12,026	13,171
事 業 利 益	696,374	880,863
3. 事 業 外 収 益	243,419	225,162
(1) 受 取 雑 利 息	3	0
(2) 受 取 出 資 配 当 金	213,004	213,004
(3) 賃 貸 料	5,809	5,742
(4) 貸 倒 引 当 金 戻 入 益	19,801	8
(5) 雑 収 入	4,801	6,406
4. 事 業 外 費 用	4,188	3,859
(1) 支 払 雑 利 息	1,917	2,038
(2) 寄 付 金	239	179
(3) 減 価 償 却 費	223	198
(4) 租 税 公 課	1,375	1,375
(5) 雑 損 失	431	68
経 常 利 益	935,606	1,102,166
5 特 別 損 失	1,240	169,573
(1) 減 損 損 失	1,240	169,573
税 引 前 当 期 利 益	934,366	932,592
法人税、住民税及び事業税	221,655	252,542
法人税等調整額	5,051	△36,792
法人税等合計	226,706	215,750
当 期 剰 余 金	707,659	716,841
当 期 首 繰 越 剰 余 金	3,428,312	3,851,065
土地再評価差額金取崩額	893	76,291
当 期 未 処 分 剰 余 金	4,136,865	4,644,198

3. キャッシュ・フロー計算書

(単位:千円)

科 目	令 和 6 年 度	令 和 7 年 度
	(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)	(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)
1. 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益	934,366	932,592
減価償却費	159,980	141,991
減損損失	1,240	169,573
資産除去債務関係損益(△は益)	18	7
外部出資等償却	457	-
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△ 19,794	13
睡眠貯金払戻引当金の増減額(△は減少)	△ 1,521	△ 70
賞与引当金の増減額(△は減少)	△ 653	366
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△ 20,215	△ 35,644
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	6,917	△ 17,585
特例業務負担引当金の増減額(△は減少)	△ 22,382	△ 17,202
信用事業資金運用収益	△ 2,515,656	△ 3,266,796
信用事業資金調達費用	290,084	798,016
受取雑利息及び受取出資配当金	△ 213,007	△ 213,005
支払雑利息	1,917	2,038
有価証券関係損益(△は益)	△ 14,262	△ 28,736
固定資産処分関係損益(△は益)	445	△ 97
外部出資関係損益(△は益)	△ 319	-
その他	△ 77	△ 5,008
(信用事業活動による資産及び負債の増減)		
貸出金の純増減(△は増加)	△ 72,749	△ 862,379
預金の純増減(△は増加)	3,100,000	△ 5,900,000
貯金の純増減(△は減少)	△ 3,788,059	5,634,500
信用事業借入金の純増減(△は減少)	△ 700,000	△ 500,000
その他の信用事業資産の純増減(△は増加)	28,196	△ 15,739
その他の信用事業負債の純増減(△は減少)	134,719	△ 21,807
(共済事業活動による資産及び負債の増減)		
共済資金の純増減(△は減少)	2,662	△ 19,419
未経過共済付加収入の純増減(△は減少)	△ 7,693	△ 10,196
共済未払費用の純増減(△は減少)	△ 3,359	4,243
その他の共済事業資産の純増減(△は増加)	△ 172	△ 5,131
その他の共済事業負債の純増減(△は減少)	1,870	△ 2,651
(経済事業活動による資産及び負債の増減)		
受取手形及び経済事業未収金の純増減(△は増加)	△ 914	705
棚卸資産の純増減(△は増加)	6,219	△ 4,775
支払手形及び経済事業未払金の純増減(△は減少)	3,742	△ 2,756
(その他の資産及び負債の増減)		
その他の資産の純増減(△は増加)	17,926	26,729
その他の負債の純増減(△は減少)	△ 17,267	△ 61,095
未払消費税等の純増減(△は減少)	△ 5,009	2,415
信用事業資金運用による収入	2,471,739	2,920,625
信用事業資金調達による支出	△ 190,272	△ 547,849
小 計	△ 430,885	△ 904,130
雑利息及び出資配当金の受取額	213,007	213,005
雑利息の支払額	△ 1,923	△ 1,920
法人税等の支払額	△ 240,824	△ 221,655
事業活動によるキャッシュ・フロー	△ 460,625	△ 914,701

科 目	令和6年度	令和7年度
	(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)	(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 8,399,725	△ 14,811,210
有価証券の売却による収入	9,185,656	15,688,290
固定資産の取得による支出	△ 161,367	△ 16,666
固定資産の処分等による支出	△ 435	-
固定資産の売却による収入	12	98
外部出資の売却等による収入	319	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	624,460	860,512
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー		
出資の払戻しによる支出	△ 20,731	△ 22,947
持分の取得による支出	△ 7,168	△ 12,401
持分の譲渡による収入	635	398
出資配当金の支払額	△ 33,041	△ 25,799
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 60,305	△ 60,750
4. 現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	103,528	△ 114,939
5. 現金及び現金同等物の期首残高	915,599	1,019,127
6. 現金及び現金同等物の期末残高	1,019,127	904,188

4. 注記表

前事業年度

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

- ① 時価のあるもの：時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
- ② 市場価格のない株式等：移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- (1) 購買品・・・総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)
- (2) 販売品・・・個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しています。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

あらかじめ定めている資産査定規程、経理規程及び資産の償却・引当要領により、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(破綻懸念先)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる金額を計上しています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しています。

すべての債権は、資産査定規程に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産査定監査部署が査定結果を監査しています。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算について、退職給付に係る期末自己都合要支給額及び直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(5) 特例業務負担引当金

農林漁業団体職員共済組合に対する特例業務負担金の費用に充てるため、当期末における将来負担見込額を計上しています。

(6) 睡眠貯金払戻引当金

利益計上した睡眠貯金について貯金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しています。

5. 収益及び費用の計上基準

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

(1) 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(2) 販売事業

組合員等が生産した農産物を当組合が集荷して、業者・消費者等に販売する事業であり、当組合は業者・消費者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この業者・消費者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(3) 宅地等供給事業、利用事業、指導事業

当組合は利用者等との契約に基づき、主に商品を引き渡す又は役務（サービス）を提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主に商品の引き渡し又は役務の提供が完了する（サービスの提供）時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

6. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

7. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

8. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っています。

また、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

(2) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

Ⅱ. 会計上の見積りに関する注記

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 153,402 千円（繰延税金負債との相殺前）

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。

課税所得の見積額については、令和7年4月に作成した事業計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 1,240 千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る測定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和7年4月に作成した事業計画を基礎として算出しており、事業計画の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

3. 貸倒引当金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金 103,562 千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

①算定方法

「Ⅰ. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4. 引当金の計上基準」の「(1) 貸倒引当金」に記載しています。

②主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

③翌事業年度に係る計算書類に与える影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

Ⅲ. 貸借対照表に関する注記

1. 資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は185,184千円であり、その内訳は、次のとおりです。

建物 133,006 千円、機械装置 2,559 千円、土地 44,558 千円、その他の有形固定資産 5,060 千円

2. 担保に供している資産

為替決済取引の担保として、大阪府信用農業協同組合連合会に対して定期預金 12,200,000 千円を供しています。なお、当該担保提供資産に対応する債務はありません。

3. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事、監事に対する金銭債権の総額

176,242 千円

理事、監事に対する金銭債務の総額

該当ありません。

4. 債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ (2) (i) から (iv) までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額及び危険債権額は該当ありません。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

債権のうち、三月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額は該当ありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の合計額は該当ありません。

5. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

(1) 再評価を行った年月日 平成 11 年 3 月 31 日

(2) 再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 1,047,756 千円

(3) 同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号)第 2 条第 4 号

に定める、当該事業用土地について地価税法第 16 条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額(路線価)に合理的な調整を行って算出しました。

6. 当座貸越契約

当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。この契約に係る融資未実行残高は、292,289 千円です。

なお、この契約は、融資実行されずに終了するものもあるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来キャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。この契約には、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられています。また、契約時において必要に応じて不動産等の担保を徴求するなどの与信保全上の措置等を講じています。

IV. 損益計算書に関する注記

1. 減損損失に関する注記

(1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

事業用資産については、継続的な収支の把握を行っている管理会計上の最小区分である店舗単位でグルーピングを行っています。遊休資産等については、各資産単位でグルーピングを行っています。また、本店については、複数の資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する資産であるため共用資産としています。

当事業年度に減損を計上した固定資産は、以下のとおりです。

場所	用途	種類	その他
三野郷営農センター	店舗	土地	事業用資産

(2) 減損損失の認識に至った経緯

事業用資産については、キャッシュ・フローが継続してマイナスであるため、帳簿価格を回収可能価額まで減額しています。

(3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

三野郷営農センター	1,240 千円	(土地 1,240 千円)
合計	1,240 千円	(土地 1,240 千円)

(4) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は正味売却価額を使用しています。なお、正味売却価額については、公示価格等を基礎として算定しています。

V. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体

などへ貸付け、残った余裕金を大阪府信用農業協同組合連合会へ預けているほか、有価証券（国債）による運用を行っています。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

当事業年度末における貸出金のうち、55.77%は不動産業に対するものであり、当該不動産業をめぐる経済環境等の状況の変化により、契約条件に従って債務履行がなされない可能性があります。

また、有価証券は国債であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

借入金、資金調達等を目的とした大阪府信用農業協同組合連合会からの借入金です。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に金融部融資課等を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当要領」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視した ALM を基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況や ALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する ALM 委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及び ALM 委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

（市場リスクに係る定量的情報）

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後 1 年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が 0.74% 上昇したものと想定した場合には、経済価値が 1,057,882 千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリ

スク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	265,005,922	264,626,901	△ 379,020
有価証券 その他有価証券	27,812,940	27,812,940	—
貸出金	34,499,723		
貸倒引当金(*)	△ 103,499		
貸倒引当金控除後	34,396,224	34,399,451	3,227
資産計	327,215,086	326,839,292	△ 375,793
貯金	327,070,782	326,079,111	△ 991,671
負債計	327,070,782	326,079,111	△ 991,671

(*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap 以下 OIS という)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用

状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	12,668,115

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
預 金	265,005,922	-	-	-	-	-
有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	-	-	-	-	-	30,000,000
貸出金(*)	2,543,272	2,267,591	2,202,143	2,036,221	1,898,878	23,551,615
合 計	267,549,194	2,267,591	2,202,143	2,036,221	1,898,878	53,551,615

(*) 貸出金のうち、当座貸越 126,793 千円については「1 年以内」に含めています。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
貯金(*)	273,578,172	29,190,662	23,915,930	103,623	232,401	49,992
合 計	273,578,172	29,190,662	23,915,930	103,623	232,401	49,992

(*) 貯金のうち、要求払貯金については「1 年以内」に含めています。

VI. 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

① その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種類		貸借対照表 計上額	取得原価又は 償却原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価又は 償却原価を超えるもの	債券	10,861,780	10,706,929	154,850
	国債	10,861,780	10,706,929	154,850
小計		10,861,780	10,706,929	154,850
貸借対照表計上額が取得原価又は 償却原価を超えないもの	債券	16,951,160	19,133,642	△2,182,482
	国債	16,951,160	19,133,642	△2,182,482
小計		16,951,160	19,133,642	△2,182,482
合計		27,812,940	29,840,572	△2,027,632

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

種類	売却額	売却益	売却損
国債	9,195,128	226,054	216,420
合計	9,195,128	226,054	216,420

Ⅶ. 退職給付に関する注記

1. 退職給付に係る注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、同規程に基づく退職給付の一部に充てるため、全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付企業年金制度も併せて採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算について、退職給付に係る期末自己都合要支給額及び直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	303,656 千円
退職給付費用	77,415 千円
退職給付の支払額	△ 48,314 千円
事業主からの確定給付企業年金制度への拠出額	△ 49,317 千円
期末における退職給付引当金	283,440 千円

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,345,404 千円
確定給付企業年金制度	△ 1,061,963 千円
未積立退職給付債務	283,440 千円
貸借対照表計上額純額	283,440 千円
退職給付引当金	283,440 千円

(4) 退職給付に関連する損益

勤務費用	77,415 千円
退職給付費用	77,415 千円

(5) 退職給付債務の計算基礎に関する事項

当組合は退職給付債務の算定にあたり簡便法を採用していますので、基礎率等については記載していません。

2. 特例業務負担金の将来見込額

人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金19,775千円を含めて計上していますが、損益計算書上は特例業務負担引当金戻入額19,775千円と相殺して表示しています。

なお、組合が翌事業年度以降において負担すると見込まれる特例業務負担金については、特例業務負担引当金として計上しています。

Ⅷ. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

(繰延税金資産)

退職給付引当金	80,976千円
特例業務負担引当金	41,920千円
減損損失	70,909千円
賞与引当金	14,213千円
未払事業税	14,144千円
その他有価証券評価差額金	580,511千円
その他	34,963千円
繰延税金資産小計	837,638千円
評価性引当額	△ 684,236千円
繰延税金資産合計(A)	153,402千円

(繰延税金負債)

資産除去費用の資産計上額	△ 139千円
外部出資	△ 1,132千円
繰延税金負債合計(B)	△ 1,271千円
繰延税金資産の純額(A) + (B)	152,130千円

(再評価繰延税金資産)

土地再評価差損	51,987千円
再評価繰延税金資産小計	51,987千円
評価性引当額	△ 51,987千円
再評価繰延税金資産合計(A)	—

(再評価繰延税金負債)

土地再評価差益	△ 531,217千円
再評価繰延税金負債合計(B)	△ 531,217千円
再評価繰延税金負債の純額(A) + (B)	△ 531,217千円

2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.92%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.64%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 3.18%
法人税軽減税率	△ 0.04%
住民税均等割等	0.35%
評価性引当額の増減	△ 1.13%
税率変更等による影響	△ 0.28%
その他	△ 0.02%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	24.26%

3. 税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、令和8年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.92%から28.63%に変更されました。

この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）は2,582千円増加し、法人税等調整額は2,582千円減少しています。また、再評価に係る繰延税金負債は13,173千円増加し、土地再評価差額金は13,173千円減少しています。

IX. 収益認識に関する注記

1. 収益認識に関する注記

「I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「5. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

X. その他の注記

1. 資産除去債務に関する注記

(1) 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

① 当該資産除去債務の概要

当組合は、一部の事務所等に使用されている有害物質を除去する義務に関し資産除去債務を計上しています。また、一部の事務所等について、賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関しても資産除去債務を計上しています。

② 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を、当該建物等の減価償却期間（主に40年）と見積り、割引率は当該減価償却期間に見合う利付国債の利回り（主に2.490%）を採用しています。

③ 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

当事業年度の期首残高	26,324千円
時の経過による調整額	18千円
当事業年度の期末残高	26,342千円

(2) 貸借対照表に計上しているもの以外の資産除去債務

該当事項はありません。

XI. キャッシュ・フロー計算書に関する注記

1. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、当座預金、普通預金及び通知預金となっています。

2. 現金及び現金同等物期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

令和6年3月31日

現金・預金勘定	268,915,599	千円
当座預金、普通預金及び通知預金以外の預金	<u>△268,000,000</u>	千円
現金及び現金同等物	<u>915,599</u>	千円

令和7年3月31日

現金・預金勘定	265,919,127	千円
当座預金、普通預金及び通知預金以外の預金	<u>△264,900,000</u>	千円
現金及び現金同等物	<u>1,019,127</u>	千円

直近の事業年度

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

- ① 時価のあるもの：時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
- ② 市場価格のない株式等：移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- (1) 購買品・・・総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)
- (2) 販売品・・・個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しています。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

あらかじめ定めている資産査定規程、経理規程及び資産の償却・引当要領により、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(破綻懸念先)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる金額を計上しています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しています。

すべての債権は、資産査定規程に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産査定監査部署が査定結果を監査しています。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算について、退職給付に係る期末自己都合要支給額及び直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(5) 特例業務負担引当金

農林漁業団体職員共済組合に対する特例業務負担金の費用に充てるため、当期末における将来負担見込額を計上しています。

(6) 睡眠貯金払戻引当金

利益計上した睡眠貯金について貯金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しています。

5. 収益及び費用の計上基準

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

(1) 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(2) 販売事業

組合員等が生産した農産物を当組合が集荷して、業者・消費者等に販売する事業であり、当組合は業者・消費者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この業者・消費者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(3) 宅地等供給事業、利用事業、指導事業

当組合は利用者等との契約に基づき、主に商品を引き渡す又は役務（サービス）を提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主に商品の引き渡し又は役務の提供が完了する（サービスの提供）時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

6. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

7. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

8. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っています。

また、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

(2) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

Ⅱ. 会計上の見積りに関する注記

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 159,569 千円（繰延税金負債との相殺前）

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。

課税所得の見積額については、令和8年4月に作成した事業計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 169,573 千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る測定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和8年4月に作成した事業計画を基礎として算出しており、事業計画の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

3. 貸倒引当金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金 103,576 千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算定方法

「Ⅰ. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4. 引当金の計上基準」の「(1) 貸倒引当金」に記載しています。

② 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

③ 翌事業年度に係る計算書類に与える影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

Ⅲ. 貸借対照表に関する注記

1. 資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は185,184千円であり、その内訳は、次のとおりです。

建物 133,006 千円、機械装置 2,559 千円、土地 44,558 千円、その他の有形固定資産 5,060 千円

2. 担保に供している資産

為替決済取引の担保として、大阪府信用農業協同組合連合会に対して定期預金 12,200,000 千円を供しています。なお、当該担保提供資産に対応する債務はありません。

3. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事、監事に対する金銭債権の総額

242,522 千円

理事、監事に対する金銭債務の総額

該当ありません。

4. 債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ (2) (i) から (iv) までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額及び危険債権額は該当ありません。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

債権のうち、三月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額は該当ありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の合計額は該当ありません。

5. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

(1) 再評価を行った年月日 平成 11 年 3 月 31 日

(2) 再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 919,235 千円

(3) 同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号)第 2 条第 4 号に定める、当該事業用土地について地価税法第 16 条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額(路線価)に合理的な調整を行って算出しました。

6. 当座貸越契約

当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。この契約に係る融資未実行残高は、250,400千円です。

なお、この契約は、融資実行されずに終了するものもあるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来キャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。この契約には、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられています。また、契約時において必要に応じて不動産等の担保を徴求するなどの与信保全上の措置等を講じています。

IV. 損益計算書に関する注記

1. 減損損失に関する注記

(1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

事業用資産については、継続的な収支の把握を行っている管理会計上の最小区分であるグループ店単位でグルーピングを行っています。遊休資産等については、各資産単位でグルーピングを行っています。また、本店については、複数の資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する資産であるため共用資産としています。

当事業年度に減損を計上した固定資産は、以下のとおりです。

場所	用途	種類	その他
縄手グループ			
縄手支店	店舗	土地、建物、 その他の有形固定資産	事業用資産
縄手南支店	店舗	土地、建物、 その他の有形固定資産	事業用資産
英田支店貸金庫	貸金庫	建物	事業用資産
玉川支店貸金庫	貸金庫	建物、 その他の有形固定資産	事業用資産
本店貸金庫	貸金庫	その他の有形固定資産	事業用資産

(2) 減損損失の認識に至った経緯

移転統合による将来の閉鎖の意思決定をした縄手グループの2店舗については、帳簿価額を回収可能価額まで減額しています。

廃止の意思決定をした貸金庫については、当該廃止に伴いグルーピングを見直した結果、帳簿価額を回収可能価額まで減額しています。

(3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

縄手グループ

縄手支店	68,405千円	(土地 44,112千円、建物 20,223千円、 その他の有形固定資産 4,069千円)
縄手南支店	82,863千円	(土地 62,782千円、建物 20,052千円、 その他の有形固定資産 28千円)

英田支店貸金庫	15,868 千円	(建物 15,868 千円)
玉川支店貸金庫	1,334 千円	(建物 685 千円、 その他の有形固定資産 648 千円)
本店貸金庫	1,101 千円	(その他の有形固定資産 1,101 千円)
合計	169,573 千円	(土地 106,895 千円、建物 56,830 千円、その 他の有形固定資産 5,848 千円)

(4) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は店舗は使用価値、貸金庫は正味売却価額を使用しています。

なお、使用価値については、将来キャッシュ・フローを割引率 2.8%で割り引いて算定しています。正味売却価額については、他への転用や売却が困難であることから、回収可能価額を零と算定しています。

V. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を大阪府信用農業協同組合連合会へ預けているほか、有価証券（国債）による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

当事業年度末における貸出金のうち、54.57%は不動産業に対するものであり、当該不動産業をめぐる経済環境等の状況の変化により、契約条件に従って債務履行がなされない可能性があります。

また、有価証券は国債であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

借入金は、資金調達等を目的とした大阪府信用農業協同組合連合会からの借入金です。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に金融部融資課等を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当要領」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視した ALM を基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況や ALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する ALM 委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意

思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及び ALM 委員会で決定された方針などにに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後 1 年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が 0.45% 上昇したものと想定した場合には、経済価値が 812,256 千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	270,907,708	270,322,126	△585,581
有価証券 その他有価証券	23,159,390	23,159,390	—
貸出金	35,362,102		
貸倒引当金(*)	△103,513		
貸倒引当金控除後	35,258,589	35,229,753	△28,835
資産計	329,325,687	328,711,269	△614,417
貯金	332,705,283	331,458,442	△1,246,841
負債計	332,705,283	331,458,442	△1,246,841

(*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下 OIS という）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	12,668,115

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
預 金	270,907,708	—	—	—	—	—
有価証券 その他有価証券のうち 満期があるもの	—	—	—	—	—	29,300,000
貸出金(*)	2,400,821	2,211,308	2,045,943	1,951,566	1,853,577	24,898,885
合 計	273,308,529	2,211,308	2,045,943	1,951,566	1,853,577	54,198,885

(*) 貸出金のうち、当座貸越 109,865 千円については「1 年以内」に含めています。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
貯金(*)	293,509,184	19,545,060	18,638,076	230,449	721,248	61,264
合 計	293,509,184	19,545,060	18,638,076	230,449	721,248	61,264

(*) 貯金のうち、要求払貯金については「1 年以内」に含めています。

Ⅵ. 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

① その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種類		貸借対照表 計上額	取得原価又は 償却原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価 又は償却原価を超えないもの	債券	23,159,390	28,997,759	△ 5,838,369
	国債	23,159,390	28,997,759	△ 5,838,369
合計		23,159,390	28,997,759	△ 5,838,369

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

種類	売却額	売却益	売却損
国債	15,682,759	345,224	327,987
合計	15,682,759	345,224	327,987

Ⅶ. 退職給付に関する注記

1. 退職給付に係る注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、同規程に基づく退職給付の一部に充てるため、全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付企業年金制度も併せて採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算について、退職給付に係る期末自己都合要支給額及び直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	283,440 千円
退職給付費用	78,654 千円
退職給付の支払額	△ 64,874 千円
事業主からの確定給付企業年金制度への拠出額	△ 49,424 千円
期末における退職給付引当金	247,796 千円

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,266,065 千円
確定給付企業年金制度	△ 1,018,269 千円
未積立退職給付債務	247,796 千円
貸借対照表計上額純額	247,796 千円
退職給付引当金	247,796 千円

(4) 退職給付に関連する損益

勤務費用	78,654 千円
退職給付費用	78,654 千円

(5) 退職給付債務の計算基礎に関する事項

当組合は退職給付債務の算定にあたり簡便法を採用していますので、基礎率等については記載していません。

2. 特例業務負担金の将来見込額

人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 20,122 千円を含めて計上していますが、損益計算書上は特例業務負担引当金戻入額 20,122 千円と相殺して表示しています。

なお、組合が翌事業年度以降において負担すると見込まれる特例業務負担金については、特例業務負担引当金として計上しています。

Ⅷ. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

(繰延税金資産)

退職給付引当金	70,944 千円
特例業務負担引当金	37,144 千円
減損損失	88,584 千円
賞与引当金	14,679 千円
未払事業税	17,740 千円
その他有価証券評価差額金	1,671,525 千円
その他	30,366 千円
繰延税金資産小計	1,930,985 千円
評価性引当額	△ 1,771,415 千円
繰延税金資産合計(A)	159,569 千円

(繰延税金負債)

資産除去費用の資産計上額	△ 118 千円
外部出資	△ 1,132 千円
繰延税金負債合計(B)	△ 1,251 千円
繰延税金資産の純額(A) + (B)	158,318 千円

(再評価繰延税金資産)

土地再評価差損	51,987 千円
再評価繰延税金資産小計	51,987 千円
評価性引当額	△ 51,987 千円
再評価繰延税金資産合計(A)	—

(再評価繰延税金負債)

土地再評価差益	△ 500,613 千円
再評価繰延税金負債合計(B)	△ 500,613 千円
再評価繰延税金負債の純額(A) + (B)	△ 500,613 千円

2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.92%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.64%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 3.19%

法人税軽減税率	△ 0.04%
住民税均等割等	0.35%
賃上げ促進税制の税額控除	△ 1.92%
評価性引当額の増減	△ 0.41%
その他	△ 0.22%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	23.13%

IX. 収益認識に関する注記

1. 収益認識に関する注記

「I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「5. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

X. その他の注記

1. 資産除去債務に関する注記

(1) 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

① 当該資産除去債務の概要

当組合は、一部の事務所等に使用されている有害物質を除去する義務に関し資産除去債務を計上しています。また、一部の事務所等について、賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関しても資産除去債務を計上しています。

② 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を、当該建物等の減価償却期間(主に40年)と見積り、割引率は当該減価償却期間に見合う利付国債の利回り(主に2.490%)を採用しています。

③ 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

当事業年度の期首残高	26,342 千円
時の経過による調整額	7 千円
当事業年度の期末残高	26,350 千円

(2) 貸借対照表に計上しているもの以外の資産除去債務

該当事項はありません。

XI. キャッシュ・フロー計算書に関する注記

1. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、当座預金、普通預金及び通知預金となっています。

2. 現金及び現金同等物期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

令和7年3月31日

現金・預金勘定	265,919,127 千円
当座預金、普通預金及び通知預金以外の預金	△264,900,000 千円
現金及び現金同等物	1,019,127 千円

令和8年3月31日

現金・預金勘定	271,704,188 千円
当座預金、普通預金及び通知預金以外の預金	△270,800,000 千円
現金及び現金同等物	904,188 千円

5. 剰余金処分計算書

(単位:千円)

項 目	令和6年度 総代会承認日 令和7年6月28日	令和7年度 総代会承認日 令和8年6月27日
当 期 未 処 分 剰 余 金	4,136,865	4,644,198
任 意 積 立 金 取 崩 額	-	-
信用事業基盤強化積立金	-	-
圧 縮 積 立 金	-	-
圧 縮 特 別 勘 定 積 立 金	-	-
特 別 積 立 金	-	-
剰 余 金 処 分 額	285,799	280,113
(1) 利 益 準 備 金	-	-
(2) 任 意 積 立 金	260,000	255,000
信用事業基盤強化積立金	200,000	200,000
施設整備積立金	50,000	50,000
創立周年記念事業積立金	10,000	5,000
圧 縮 積 立 金	-	-
圧 縮 特 別 勘 定 積 立 金	-	-
特 別 積 立 金	-	-
(3) 出 資 配 当 金	25,799	25,113
(出資配当率)	(2.0%)	(2.0%)
次 期 繰 越 剰 余 金	3,851,065	4,364,085

(注)1. 目的積立金の種類、積立目的、積立目標額、積立基準、取崩基準等は次のとおりです。

種 類	信用事業基盤強化積立金	施設整備積立金	創立周年記念事業積立金
積 立 目 的	金融自由化に対応	店舗の老朽化等に対応	周年記念事業の実施に対応
積 立 目 標 額	5,500,000,000円	1,700,000,000円	50,000,000円
積 立 基 準	期末貯金、定期積金、貸出金、有価証券総額の1000分の15	当該施設整備に要する費用相当額	創立周年記念事業費用相当額
取 崩 基 準	信用事業総利益が、前年度に比べ大幅に減少した場合等、信用事業の基盤に重大な影響があるという事実が発生した場合に、その減少額等の範囲内で取り崩すことができる。	当該年度の費用相当分を参酌の上、取り崩すものとする。	当該年度の費用相当分を参酌の上、取り崩すものとする。
令和6年度積立額	200,000,000円	50,000,000円	10,000,000円
令和7年度積立額	200,000,000円	50,000,000円	5,000,000円
令和7年度積立累計額	4,500,000,000円	425,000,000円	50,000,000円

2. 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越額が含まれています。

令和6年度 … 40,000千円

令和7年度 … 40,000千円

6.部門別損益計算書(令和6年度)

(単位:千円)

区 分	計	信 用 事 業	共 済 事 業	農業関連 事 業	生活その他 事 業	営 農 指導事業	共通管理費 等
事業収益 ①	3,786,482	2,878,606	715,614	74,113	117,204	945	
事業費用 ②	727,184	607,354	17,045	33,898	53,366	15,521	
事業総利益 (①-②) ③	3,059,298	2,271,252	698,569	40,215	63,838	△ 14,576	
事業管理費 ④	2,362,923	1,476,716	497,831	277,078	100,185	11,113	
(うち減価償却費) ⑤	(159,757)	(104,937)	(24,506)	(25,533)	(4,349)	(432)	
(うち人件費) ⑤'	(1,615,443)	(926,935)	(400,643)	(192,727)	(84,867)	(10,271)	
※うち共通管理費 ⑥		591,098	143,389	93,408	22,649	937	△ 851,481
(うち減価償却費) ⑦		(101,023)	(24,506)	(15,964)	(3,870)	(160)	(△ 145,523)
(うち人件費) ⑦'		(226,054)	(54,836)	(35,721)	(8,662)	(358)	(△ 325,631)
事業利益 (③-④) ⑧	696,375	794,536	200,738	△ 236,863	△ 36,347	△ 25,689	
事業外収益 ⑨	243,419	209,147	32,047	1,763	335	127	
※うち共通分 ⑩		7,248	1,758	1,145	278	11	△ 10,440
事業外費用 ⑪	4,188	2,906	705	460	112	5	
※うち共通分 ⑫		2,906	705	460	112	5	△ 4,188
経常利益 (⑧+⑨-⑪) ⑬	935,606	1,000,777	232,080	△ 235,560	△ 36,124	△ 25,567	
特別利益 ⑭	—	—	—	—	—	—	
※うち共通分 ⑮		—	—	—	—	—	—
特別損失 ⑯	1,240	861	209	136	33	1	
※うち共通分 ⑰		861	209	136	33	1	△ 1,240
税引前当期利益 (⑬+⑭-⑯) ⑱	934,366	999,916	231,871	△ 235,696	△ 36,157	△ 25,568	
営農指導事業分 配賦額 ⑲		10,862	4,326	4,430	5,950	△ 25,568	
営農指導事業分配賦 後税引前当期利益 ⑳							
(⑱-⑲)	934,366	989,054	227,545	△ 240,126	△ 42,107		

※⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

(注) 1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

- (1) 共通管理費等 事業区分別職員数割、事業総利益割及び人件費を除いた事業管理費割の平均
(2) 営農指導事業 均等割及び事業総利益割の平均

2. 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)

(単位: %)

区 分	信 用 事 業	共 済 事 業	農業関連 事 業	生活その他 事 業	営 農 指導事業	計
共通管理費等	69.42	16.84	10.97	2.66	0.11	100.00
営農指導事業	42.48	16.92	17.33	23.27		100.00

(参考) 部門別の資産

(単位:千円)

区 分	計	信 用 事 業	共 済 事 業	農業関連 事 業	生活その他 事 業	営 農 指導事業	共通資産
事業別の総資産	348,474,449	340,834,930	1,519,798	134,870	11,105	392	5,973,354
総資産(共通資産配分後)	348,474,449	344,966,699	2,520,932	789,549	180,749	16,520	
(うち固定資産)	(5,595,419)	(3,809,817)	(916,346)	(697,721)	(156,381)	(15,154)	

3. 共通資産等の他部門への配賦基準等

事業区分別職員数割、事業総利益割及び人件費を除いた事業管理費割の平均

4. 記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しています。よって、損益計算書、貸借対照表と数字が異なる部分があります。

部門別損益計算書(令和7年度)

(単位:千円)

区 分	計	信 用 事 業	共 済 事 業	農業関連 事 業	生活その他 事 業	営 農 指導事業	共通管理 費等
事業収益 ①	4,634,895	3,726,321	731,271	66,640	109,681	982	
事業費用 ②	1,325,273	1,213,911	22,284	27,101	47,878	14,099	
事業総利益 (①-②) ③	3,309,622	2,512,410	708,987	39,539	61,803	△ 13,117	
事業管理費 ④	2,428,759	1,554,227	501,802	267,853	92,312	12,565	
(うち減価償却費) ⑤	(141,793)	(95,775)	(20,949)	(21,133)	(3,501)	(435)	
(うち人件費) ⑤'	(1,666,734)	(982,288)	(404,396)	(190,309)	(78,230)	(11,511)	
※うち共通管理費 ⑥		640,198	145,660	91,522	22,070	1,351	△ 900,801
(うち減価償却費) ⑦		(92,074)	(20,949)	(13,164)	(3,175)	(194)	(△ 129,556)
(うち人件費) ⑦'		(250,109)	(56,905)	(35,755)	(8,622)	(528)	(△ 351,919)
事業利益 (③-④) ⑧	880,863	958,183	207,185	△ 228,314	△ 30,509	△ 25,682	
事業外収益 ⑨	225,163	190,622	32,228	1,844	327	142	
※うち共通分 ⑩		8,524	1,939	1,219	294	18	△ 11,994
事業外費用 ⑪	3,860	2,742	624	393	95	6	
※うち共通分 ⑫		2,742	624	393	95	6	△ 3,860
経常利益 (⑧+⑨-⑪) ⑬	1,102,166	1,146,063	238,789	△ 226,863	△ 30,277	△ 25,546	
特別利益 ⑭	-	-	-	-	-	-	
※うち共通分 ⑮		-	-	-	-	-	-
特別損失 ⑯	169,574	120,515	27,420	17,229	4,156	254	
※うち共通分 ⑰		120,515	27,420	17,229	4,156	254	△ 169,574
税引前当期利益 (⑬+⑭-⑯) ⑱	932,592	1,025,548	211,369	△ 244,092	△ 34,433	△ 25,800	
営農指導事業分 配賦額 ⑲		11,181	4,187	4,456	5,976	△ 25,800	
営農指導事業分配賦 後税引前当期利益 ⑳							
(⑱-⑲)	932,592	1,014,367	207,182	△ 248,548	△ 40,409		

※⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

(注) 1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

- (1) 共通管理費等 事業区分別職員数割、事業総利益割及び人件費を除いた事業管理費割の平均
(2) 営農指導事業 均等割及び事業総利益割の平均

2. 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)

(単位: %)

区 分	信 用 事 業	共 済 事 業	農業関連 事 業	生活その他 事 業	営 農 指導事業	計
共通管理費等	71.07	16.17	10.16	2.45	0.15	100.00
営農指導事業	43.34	16.23	17.27	23.16		100.00

(参考) 部門別の資産

(単位: 千円)

区 分	計	信 用 事 業	共 済 事 業	農業関連 事 業	生活その他 事 業	営 農 指導事業	共通資産
事業別の総資産	350,524,494	343,162,722	1,524,929	125,420	10,776	144	5,700,503
総資産(共通資産配分後)	350,524,494	347,214,069	2,446,701	704,591	150,438	8,695	
(うち固定資産)	(5,300,520)	(3,707,772)	(842,243)	(614,160)	(128,388)	(7,957)	

3. 共通資産等の他部門への配賦基準等

事業区分別職員数割、事業総利益割及び人件費を除いた事業管理費割の平均

4. 記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しています。よって、損益計算書、貸借対照表と数字が異なる部分があります。

7. 財務諸表の正確性等にかかる確認

「財務諸表の正確性、内部監査の有効性についての経営者責任の明確化について(要請)」(平成 17 年 10 月 14 日付金監第 2835 号・17 経営第 3991 号)に基づく、当 J A の財務諸表の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性に関する代表者の確認書は以下のとおりです。

確認書

- 1 私は、当 J A の令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 この確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部署が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和 8 年 6 月 29 日

グリーン大阪農業協同組合

代表理事組合長 出口博司

8. 会計監査人の監査

令和 6 年度及び令和 7 年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第 37 条の 2 第 3 項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

Ⅱ 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位:千円、口、人)

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
経 常 収 益	3,238,782	3,361,989	3,464,002	3,786,482	4,634,895
信 用 事 業 収 益	2,300,536	2,449,382	2,555,328	2,878,605	3,726,320
共 済 事 業 収 益	771,819	744,465	734,418	715,614	731,271
農 業 関 連 事 業 収 益	72,297	76,617	80,356	74,113	66,640
そ の 他 事 業 収 益	94,128	91,524	93,898	118,149	110,663
経 常 利 益	796,540	925,227	975,080	935,606	1,102,166
当 期 剰 余 金	599,097	670,636	733,841	707,659	716,841
出 資 金	1,415,260	1,387,629	1,349,839	1,306,056	1,275,403
(出 資 口 数)	(1,415,260)	(1,387,629)	(1,349,839)	(1,306,056)	(1,275,403)
純 資 産 額	19,926,704	19,903,222	19,525,018	17,798,455	14,644,331
総 資 産 額	351,022,585	354,363,717	354,525,026	348,474,449	350,524,494
貯 金 等 残 高	325,311,069	329,313,105	330,858,842	327,070,782	332,705,283
貸 出 金 残 高	36,433,152	35,680,773	34,426,973	34,499,723	35,362,102
有 価 証 券 残 高	26,491,470	29,097,660	31,077,080	27,812,940	23,159,390
剰 余 金 配 当 金 額	27,878	20,391	33,041	25,799	25,113
出 資 配 当 の 額	27,878	20,391	33,041	25,799	25,113
事 業 分 量 配 当 の 額	—	—	—	—	—
職 員 数	257	260	255	261	268
単 体 自 己 資 本 比 率	14.74%	15.22%	16.11%	17.68%	18.31%

- (注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
 2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
 3. 信託業務の取り扱いはありません。
 4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
 5. 職員数には、パート・派遣・嘱託を含みます。

2. 利益総括表

(単位:千円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
資 金 運 用 収 益	2,520,285	3,278,295	758,009
資 金 調 達 費 用	290,084	798,016	507,932
資 金 運 用 収 支	2,230,201	2,480,278	250,077
役 務 取 引 等 収 益	57,831	62,778	4,947
役 務 取 引 等 費 用	13,221	13,288	67
役 務 取 引 等 収 支	44,609	49,489	4,880
その他信用事業収益	300,488	385,246	84,758
その他信用事業費用	299,399	402,512	103,113
その他信用事業収支	1,089	△ 17,266	△ 18,355
信 用 事 業 粗 利 益	2,275,900	2,512,502	236,602
(信用事業粗利益率)	0.68%	0.75%	0.07%
共 済 事 業 粗 利 益	698,569	708,987	10,418
(共済事業粗利益率)	0.12%	0.13%	0.01%
購 買 事 業 粗 利 益	19,881	18,963	△ 917
(購買事業粗利益率)	10.86%	9.84%	△ 1.02%
販 売 事 業 粗 利 益	30,754	29,229	△ 1,525
(販売事業粗利益率)	76.02%	91.51%	15.49%
総 粗 利 益	3,063,954	3,309,715	245,760
(総粗利益率)	0.86%	0.92%	0.06%
事 業 粗 利 益	3,198,861	3,458,676	259,815
(事業粗利益率)	0.90%	0.97%	0.07%
事 業 純 益	833,648	1,029,903	196,255
実 質 事 業 純 益	835,938	1,029,917	193,979
コ ア 事 業 純 益	845,572	1,047,155	201,582
コ ア 事 業 純 益 (投資信託解約損益を除く。)	845,572	1,047,155	201,582

- (注) 1. 信用事業粗利益率＝信用事業粗利益÷資金運用勘定平均残高×100
2. 共済事業粗利益率＝共済事業粗利益÷長期共済保有高×100
3. 購買事業粗利益率＝購買事業粗利益÷購買取扱高×100
4. 販売事業粗利益率＝販売事業粗利益÷販売取扱高×100
5. 総粗利益率＝総粗利益÷総資産平均残高×100
6. 事業粗利益＝事業総利益－各事業その他収益＋各事業その他費用＋受取出資配当金
7. 事業粗利益率＝事業粗利益÷総資産平均残高×100
8. 事業純益＝事業粗利益－事業管理費－一般貸倒引当金繰入
9. 実質事業純益＝事業純益＋一般貸倒引当金繰入
10. コア事業純益＝実質事業純益＋国債等売却益－国債等売却損

3. 資金運用収支の内訳

(単位:千円)

項 目	令和6年度			令和7年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資 金 運 用 勘 定	330,335,660	2,520,285	0.76%	334,980,898	3,278,295	0.97%
う ち 預 金	268,281,197	1,618,063	0.60%	272,148,777	2,119,611	0.77%
うち有価証券	28,007,091	412,557	1.47%	27,986,189	520,743	1.86%
うち貸出金	34,047,372	392,700	1.15%	34,845,931	541,358	1.55%
資 金 調 達 勘 定	328,329,856	290,084	0.08%	332,116,541	798,016	0.24%
うち貯金・定期積金	327,459,445	286,467	0.08%	331,782,020	790,504	0.23%
う ち 借 入 金	870,410	—	—	334,520	—	—
総 資 金 利 ざ や	—	—	0.21%	—	—	0.25%

- (注) 1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価(資金調達利回り＋経費率)
2. 経費率には、信用事業の指導部負担額を含めていません。

4. 受取・支払利息の増減額

(単位:千円)

項 目	令和6年度増減額	令和7年度増減額
受 取 利 息	111,254	758,009
うち 預 金	102,740	501,548
うち 有 価 証 券	15,846	108,186
うち 貸 出 金	22,377	148,658
うち そ の 他	△ 29,711	△ 383
支 払 利 息	157,440	507,932
うち 貯 金・定 期 積 金	156,033	504,036
うち 譲 渡 性 貯 金	—	—
うち 借 入 金	△ 0	—
うち そ の 他	1,407	3,895
差 引	△ 46,186	250,077

- (注) 1. 増減額は前年度対比です。
2. 受取利息のうちその他には、受取特別配当金を含んでいます。
3. 支払利息のうちその他には、貸付留保金利息を含んでいます。

Ⅲ 事業の概況

1.信用事業

(1)貯金に関する指標

①貯金の科目別期末残高

(単位:千円)

種 類	令和6年度		令和7年度		増 減
	残高	構 成 比	残高	構 成 比	
当 座 貯 金	93,696	0.02%	95,744	0.02%	2,048
普 通 貯 金	134,242,377	41.04%	134,115,987	40.31%	△ 126,389
貯 蓄 貯 金	562,280	0.17%	497,732	0.14%	△ 64,547
通 知 貯 金	-	-	-	-	-
そ の 他 の 流 動 性 貯 金	572,234	0.17%	556,201	0.16%	△ 16,032
流 動 性 貯 金 計	135,470,589	41.41%	135,265,666	40.65%	△ 204,922
定 期 貯 金	187,064,689	57.19%	194,051,529	58.32%	6,986,840
定 期 積 金	4,092,316	1.25%	2,983,301	0.89%	△ 1,109,014
そ の 他 の 定 期 性 貯 金	443,188	0.13%	404,785	0.12%	△ 38,402
定 期 性 貯 金 計	191,600,193	58.58%	197,439,617	59.34%	5,839,423
譲渡性貯金その他の貯金	-	-	-	-	-
合 計	327,070,782	100.00%	332,705,283	100.00%	5,634,500

②貯金の科目別平均残高

(単位:千円)

種 類	令和6年度		令和7年度		増 減
	平均残高	構 成 比	平均残高	構 成 比	
当 座 貯 金	100,155	0.03%	77,712	0.02%	△ 22,442
普 通 貯 金	133,338,979	40.71%	133,150,609	40.13%	△ 188,369
貯 蓄 貯 金	532,831	0.16%	539,629	0.16%	6,797
通 知 貯 金	-	-	-	-	-
そ の 他 の 流 動 性 貯 金	583,911	0.17%	559,379	0.16%	△ 24,532
流 動 性 貯 金 計	134,555,878	41.09%	134,327,331	40.48%	△ 228,546
定 期 貯 金	188,409,246	57.53%	193,417,983	58.29%	5,008,737
定 期 積 金	4,042,405	1.23%	3,616,821	1.09%	△ 425,584
そ の 他 の 定 期 性 貯 金	451,916	0.13%	419,885	0.12%	△ 32,030
定 期 性 貯 金 計	192,903,567	58.90%	197,454,689	59.51%	4,551,122
譲渡性貯金その他の貯金	-	-	-	-	-
合 計	327,459,445	100.00%	331,782,020	100.00%	4,322,575

③定期貯金の金利条件別内訳残高

(単位:千円)

種 類	令和6年度		令和7年度		増 減
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比	
固 定 金 利 定 期	187,505,739	99.99%	194,453,277	99.99%	6,947,537
変 動 金 利 定 期	2,137	0.00%	3,037	0.00%	900
合 計	187,507,877	100.00%	194,456,315	100.00%	6,948,438

(注) 1. 固定金利定期:預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金です。

2. 変動金利定期:預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金です。

(2)貸出金等に関する指標

①貸出金の科目別期末残高

(単位:千円)

種 類	令和6年度		令和7年度		増 減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
手 形 貸 付	-	-	-	-	-
証 書 貸 付	34,372,929	99.63%	35,252,237	99.68%	879,307
当 座 貸 越	126,793	0.36%	109,865	0.31%	△ 16,928
合 計	34,499,723	100.00%	35,362,102	100.00%	862,379

②貸出金の科目別平均残高

(単位:千円)

種 類	令和6年度		令和7年度		増 減
	平均残高	構成比	平均残高	構成比	
手 形 貸 付	-	-	-	-	-
証 書 貸 付	33,926,487	99.62%	34,736,679	99.67%	810,192
当 座 貸 越	126,926	0.37%	114,159	0.32%	△ 12,766
合 計	34,053,413	100.00%	34,850,838	100.00%	797,425

③貸出金の金利条件別内訳残高

(単位:千円)

種 類	令和6年度		令和7年度		増 減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
固 定 金 利 貸 出	528,243	1.53%	518,507	1.46%	△ 9,735
変 動 金 利 貸 出	33,844,686	98.10%	34,733,729	98.22%	889,043
そ の 他	126,793	0.36%	109,865	0.31%	△ 16,928
合 計	34,499,723	100.00%	35,362,102	100.00%	862,379

(注) 1. 「その他」には、当座貸越、無利息等固定、変動の区別がない貸出金を計上しています。

④貸出金の担保別内訳残高

(単位:千円)

種 類		令和6年度	令和7年度	増 減
物的担保	貯 金 等	3,932,632	3,708,202	△ 224,429
	有 価 証 券	-	-	-
	動 産	-	-	-
	不 動 産	18,493,303	17,774,747	△ 718,556
	そ の 他 担 保 物	38,055	36,860	△ 1,195
計		22,463,992	21,519,810	△ 944,181
保証	農 業 信 用 基 金 協 会 保 証	10,960,510	12,574,229	1,613,719
	そ の 他 保 証	1,075,220	1,268,062	192,841
	計	12,035,730	13,842,292	1,806,561
信用		-	-	-
合 計		34,499,723	35,362,102	862,379

⑤債務保証見返額の担保別内訳残高

該当ありません。

⑥貸出金の使途別内訳残高

(単位:千円)

種 類		令和6年度		令和7年度		増 減
		残 高	構成比	残 高	構成比	
設備資金 運転資金 その他	設 備 資 金	28,902,126	83.77%	30,029,166	84.91%	1,127,039
	運 転 資 金	5,499,216	15.93%	5,246,905	14.83%	△ 252,310
	そ の 他	98,380	0.28%	86,030	0.24%	△ 12,349
合 計		34,499,723	100.00%	35,362,102	100.00%	862,379

⑦貸出金の業種別残高

(単位:千円)

種 類		令和6年度		令和7年度		増 減
		残 高	構成比	残 高	構成比	
製造業 農業 林業 漁業 鉱業 建設業 電気・ガス・熱供給・水道業 情報通信業 運輸業 卸売・小売業 金融・保険業 不動産業 各種サービス業 地方公共団体 個人(住宅・消費・納税資金等)	製 造 業	15,187	0.04%	13,325	0.03%	△ 1,862
	農 業	106,325	0.30%	117,305	0.33%	10,980
	林 業	-	-	-	-	-
	漁 業	-	-	-	-	-
	鉱 業	-	-	-	-	-
	建 設 業	-	-	4,754	0.01%	4,754
	電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	4,696	0.01%	3,095	0.00%	△ 1,600
	情 報 通 信 業	-	-	-	-	-
	運 輸 業	-	-	-	-	-
	卸 売 ・ 小 売 業	30,355	0.08%	24,104	0.06%	△ 6,251
	金 融 ・ 保 険 業	-	-	-	-	-
	不 動 産 業	19,240,856	55.77%	19,298,036	54.57%	57,180
	各 種 サ ー ビ ス 業	170,122	0.49%	176,160	0.49%	6,037
	地 方 公 共 団 体	-	-	857,500	2.42%	857,500
	個人(住宅・消費・納税資金等)	14,932,178	43.28%	14,867,820	42.04%	△ 64,358
合 計		34,499,723	100.00%	35,362,102	100.00%	862,379

(注) 1. 業種区分は総務省の日本標準産業分類に基づいています。

⑧主要な農業関係の貸出金残高

●営農類型別

(単位:千円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
農 業	177,108	174,896	△ 2,211
うち 穀 作	10,017	8,047	△ 1,970
うち 野 菜 ・ 園 芸	29,412	34,499	5,087
うち 果 樹 ・ 樹 園 農 業	-	-	-
うち 工 芸 作 物	-	-	-
うち 養 豚 ・ 肉 牛 ・ 酪 農	-	-	-
うち 養 鶏 ・ 養 卵	-	-	-
うち 養 蚕	-	-	-
うち そ の 他 農 業	137,678	132,348	△ 5,329
農 業 関 連 団 体 等	-	-	-
合 計	177,108	174,896	△ 2,211

- (注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人及び農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関連する事業に必要な資金等が該当します。なお、前掲⑦の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
3. 「農業関連団体等」には、JAや全農とその子会社等が該当します。

●資金種類別

(単位:千円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
プ ロ パ ー 資 金	177,108	174,896	△ 2,211
農 業 制 度 資 金	-	-	-
うち 農 業 近 代 化 資 金	-	-	-
合 計	177,108	174,896	△ 2,211

- (注) 1. プロパー資金とは、当JA原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

⑨農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

●農協法及び金融再生法に基づく開示債権の状況

(単位:千円)

区 分	令和6年度	令和7年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	-	-
危険債権	-	-
要管理債権	-	-
三月以上延滞債権	-	-
貸出条件緩和債権	-	-
合 計	-	-
正 常 債 権	34,508,395	35,376,822

(注1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

(注2) 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っておりませんが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取ができない可能性の高い債権をいいます。

(注3) 要管理債権

自己査定において要注意先に区分された債務者に対する債権のうち、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

(注4) 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している貸出金(注1、注2に掲げるものを除く。)をいいます。

(注5) 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(注1、注2及び注4に掲げるものを除く。)をいいます。

(注6) 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、上記に掲げる債権以外の債権をいいます。

●金融再生法開示債権の保全状況

(単位:千円)

区 分	令和6年度	令和7年度
金融再生法開示債権合計 (A)	-	-
保 全 額 合 計 (B)	-	-
う ち 貸 倒 引 当 金	-	-
う ち 担 保 保 証 等	-	-
保 全 率 (B)/(A)	-	-

(注)貸倒引当金は、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いた金額を記載しております。

⑩元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当ありません。

⑪貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:千円)

区 分		期 首 残 高	期 中 増 加 額	期 中 減 少 額		期 末 残 高
				目 的 使 用	そ の 他	
令和 6 年度	一般貸倒引当金	101,272	103,562	-	101,272	103,562
	個別貸倒引当金	22,084	-	-	22,084	-
	合 計	123,356	103,562	-	123,356	103,562
令和 7 年度	一般貸倒引当金	103,562	103,576	-	103,562	103,576
	個別貸倒引当金	-	-	-	-	-
	合 計	103,562	103,576	-	103,562	103,576

(注)その他の金額は洗替による取崩額です。

⑫貸出金償却等の額

該当ありません。

(3)為替業務等取扱実績

①内国為替取扱実績

(単位:件、千円)

種 類	令和6年度				令和7年度			
	仕 向		被 仕 向		仕 向		被 仕 向	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
送金・振込為替	31,405	50,242,118	270,573	79,040,906	36,512	44,225,770	279,777	77,364,343
代金取立為替	3	84,552	8	29,434	7	21,990	7	16,459
雑 為 替	621	159,874	201	76,506	623	141,209	119	65,052
合 計	32,029	50,486,544	270,782	79,146,848	37,142	44,388,971	279,903	77,445,856

②公共債の引受額・公共債窓販実績

(単位:千円)

種 類	窓 口 販 売 実 績		引 受 実 績	
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
国 債	142,620	160,900	-	-

③オフ・バランス取引の状況

該当ありません。

(4)有価証券に関する指標

①有価証券の種類別平均残高

(単位:千円)

種 類			令和6年度	令和7年度	増 減
国		債	28,007,091	27,986,189	△ 20,901
地	方	債	-	-	-
政	府	債	-	-	-
金	保	債	-	-	-
短	融	債	-	-	-
社	期	債	-	-	-
株	社	債	-	-	-
受		式	-	-	-
投	益	証	-	-	-
	資	証	-	-	-
合 計			28,007,091	27,986,189	△ 20,901

(注) 貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載することとしていますが、令和6年度及び令和7年度ともに貸付有価証券の残高はありません。

②商品有価証券の種類別平均残高

該当ありません。

③有価証券の残存期間別残高

(単位:千円)

年度	種 類	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超	期間の定め のないもの	合 計
令和6 年度	国 債	-	-	-	-	13,153,040	14,659,900	-	27,812,940
	地 方 債	-	-	-	-	-	-	-	-
	政 府 保 証 債	-	-	-	-	-	-	-	-
	金 融 債	-	-	-	-	-	-	-	-
	短 期 社 債	-	-	-	-	-	-	-	-
	株 式 債	-	-	-	-	-	-	-	-
	受 益 証 券	-	-	-	-	-	-	-	-
	投 資 証 券	-	-	-	-	-	-	-	-
令和7 年度	国 債	-	-	-	-	1,468,350	21,691,040	-	23,159,390
	地 方 債	-	-	-	-	-	-	-	-
	政 府 保 証 債	-	-	-	-	-	-	-	-
	金 融 債	-	-	-	-	-	-	-	-
	短 期 社 債	-	-	-	-	-	-	-	-
	株 式 債	-	-	-	-	-	-	-	-
	受 益 証 券	-	-	-	-	-	-	-	-
	投 資 証 券	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載することとしていますが、令和6年度及び令和7年度ともに貸付有価証券の残高はありません。

(5)有価証券等の時価情報等

①有価証券の時価情報

[売買目的有価証券]

該当ありません。

[満期保有目的の債券]

該当ありません。

[その他有価証券]

(単位:千円)

	種類	令和6年度			令和7年度		
		貸借対照表 計上額	取得原価又 は償却原価	差額	貸借対照表 計上額	取得原価又 は償却原価	差額
貸借対 照表計 上額が 取得原 価又は 償却原 価を超え るもの	株式	-	-	-	-	-	-
	債券	10,861,780	10,706,929	154,850	-	-	-
	国債	10,861,780	10,706,929	154,850	-	-	-
	地方債	-	-	-	-	-	-
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	-	-	-	-	-	-
	その他証券	-	-	-	-	-	-
	小計	10,861,780	10,706,929	154,850	-	-	-
貸借対 照表計 上額が 取得原 価又は 償却原 価を超え ないもの	株式	-	-	-	-	-	-
	債券	16,951,160	19,133,642	△ 2,182,482	23,159,390	28,997,759	△ 5,838,369
	国債	16,951,160	19,133,642	△ 2,182,482	23,159,390	28,997,759	△ 5,838,369
	地方債	-	-	-	-	-	-
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	-	-	-	-	-	-
	その他証券	-	-	-	-	-	-
	小計	16,951,160	19,133,642	△ 2,182,482	23,159,390	28,997,759	△ 5,838,369
合計		27,812,940	29,840,572	△ 2,027,632	23,159,390	28,997,759	△ 5,838,369

(注) 本表記載の有価証券の時価は、期末日における市場価格等に基づく時価により計上しております。

②金銭の信託の時価情報

該当ありません。

③デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連デリバティブ取引

該当ありません。

(6)預かり資産の状況

①投資信託残高(ファンドラップ含む)

(単位:千円)

	令和6年度	令和7年度
投資信託残高 (ファンドラップ含む)	88,821	168,755

(注) 投資信託残高は「約定日基準」に基づく算出です。

②残高有り投資信託口座数

(単位:口座)

	令和6年度	令和7年度
残高有り投資信託口座数	52	75

2. 共済事業取扱実績

(1) 長期共済保有高

(単位: 件、千円)

種 類		令和6年度		令和7年度	
		件数	金額	件数	金額
生 命 総 合 共 済	終 身 共 済	10,612	114,013,507	10,397	106,764,856
	定 期 生 命 共 済	307	5,002,670	322	5,446,430
	養 老 生 命 共 済	3,940	30,672,874	3,484	26,939,624
	うち こども共済	2,369	14,625,000	2,236	13,196,100
	医 療 共 済	5,334	3,126,250	5,279	2,884,650
	が ん 共 済	255	22,000	347	20,000
	定 期 医 療 共 済	136	413,400	122	373,400
	介 護 共 済	1,037	3,665,302	1,024	3,642,970
	認 知 症 共 済	34	—	33	—
	生 活 障 害 共 済	40	—	36	—
	特 定 重 度 疾 病 共 済	208	—	212	—
	年 金 共 済	9,148	379,000	9,021	369,000
建物更生共済		16,319	384,813,340	15,981	385,342,060
合 計		47,370	542,108,344	46,258	531,782,991

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(生命系共済は死亡保障の金額(付加された定期特約金額等を含む))を記載しております。

(2) 医療系共済の共済金額保有高

(単位: 件、千円)

種 類		令和6年度		令和7年度	
		件数	金額	件数	金額
医 療 共 済		5,334	23,777	5,279	21,792
			259,480		302,210
が ん 共 済		255	1,594	347	1,454
			—		13,900
定 期 医 療 共 済		136	648	122	578
合 計		5,725	26,019	5,748	23,824
			259,480		316,110

(注) 1 医療共済及びがん共済の金額は上段に入院共済金額、下段に治療共済金額、定期医療共済の金額は入院共済金額です。

(注) 2 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しております。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しております。

(3)介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位:件、千円)

種 類	令和6年度		令和7年度	
	件数	金額	件数	金額
介 護 共 済	1,037	4,228,041	1,024	4,409,450
認 知 症 共 済	34	40,000	33	40,500
生活障害共済(一時金型)	29	102,000	26	80,000
生活障害共済(定期年金型)	11	13,400	10	12,400
特定重度疾病共済	208	328,800	212	327,800

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しております。

(4)年金共済の年金保有高

(単位:件、千円)

種 類	令和6年度		令和7年度	
	件数	金額	件数	金額
年 金 開 始 前	5,605	4,941,804	5,381	4,647,293
年 金 開 始 後	3,543	2,540,724	3,640	2,655,404
合 計	9,148	7,482,528	9,021	7,302,698

(注) 記載金額は年金年額です。

(5)短期共済新契約高

(単位:件、千円)

種 類	令和6年度			令和7年度		
	件数	金額	掛金	件数	金額	掛金
火 災 共 済	2,102	30,366,720	26,102	1,981	29,096,090	25,153
自 動 車 共 済	4,328	—	200,525	4,313	—	204,026
傷 害 共 済	2,571	10,041,500	854	2,265	8,706,500	743
団体定期生命共済	—	—	—	—	—	—
定額定期生命共済	—	—	—	—	—	—
賠 償 責 任 共 済	380	—	716	344	—	645
自 賠 責 共 済	666	—	10,317	672	—	10,481
合 計	10,047	—	238,516	9,575	—	241,050

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は「—」。)を記載しております。

3. 購買事業取扱実績

(単位:千円)

種 類			令和6年度		令和7年度	
			取 扱 高	手 数 料	取 扱 高	手 数 料
生 産 資 材	飼料	料	15	2	11	1
	肥料	料	16,941	1,550	16,544	1,540
	農薬	薬	12,600	1,748	11,677	1,572
	保温資材	材	2,982	348	4,079	502
	包装資材	材	578	85	507	82
	農業機械	械	9,051	212	12,258	142
	石油類	類	52	5	28	2
	自動車	車	-	-	1,990	19
	建築資材	材	7,903	819	10,056	955
	その他	他	6,574	732	4,573	660
計			56,700	5,506	61,727	5,481
生 活 物 資	食料品	米	26,536	2,409	35,800	3,244
	生鮮食品	品	2,762	256	2,722	248
	一般食品	品	21,856	2,189	20,812	2,083
	衣料品	品	1,755	193	1,116	134
	耐久消費財	財	21,412	2,374	14,330	1,395
	日用保健雑貨用品	品	6,756	798	10,754	1,261
	その他	他	45,191	4,628	45,327	4,589
計			126,270	12,849	130,864	12,957
合 計			182,970	18,355	192,591	18,439

(注) 購買品取扱高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

4. 販売事業取扱実績

(単位:千円)

種 類		令和6年度		令和7年度	
		取 扱 高	手 数 料	取 扱 高	手数料
米 (買 取 分)		14,979	270	8,404	1,327
農産物販売(受託分)		25,474	2,005	23,535	1,852
合 計		40,453	2,276	31,940	3,180

(注) 1. 販売品取扱高は取引高総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

(注) 2. 上記手数料のほかにフレッシュ・クラブ事務委託料として、令和6年度は29,350千円、令和7年度は26,451千円があります。

5. 指導事業

(単位:千円)

項 目		令和6年度	令和7年度
収 益	指 導 補 助 金	1,444	1,332
	実 費 収 入	10,531	7,988
	計	11,975	9,321
費 用	営 農 改 善 費	15,519	14,098
	生 活 改 善 費	13,752	13,987
	教 育 情 報 費	15,663	11,166
	計	44,935	39,252
収 支 差 額		△ 32,959	△29,931

6. その他の事業

(単位:千円)

① 利 用 事 業	令和6年度	令和7年度
利 用 収 益	17,960	20,837
利 用 費 用	7,846	9,196
利 用 事 業 総 利 益	10,113	11,640

② 宅 地 等 供 給 事 業	令和6年度	令和7年度
宅 地 等 供 給 収 益	63,380	59,185
宅 地 等 供 給 費 用	1,692	862
宅 地 等 供 給 事 業 総 利 益	61,688	58,322

IV 経営諸指標

1. 利益率

項 目	令和 6 年度	令和 7 年度	増 減
総 資 産 経 常 利 益 率	0.26%	0.30%	0.04%
資 本 経 常 利 益 率	4.87%	5.56%	0.69%
総 資 産 当 期 純 利 益 率	0.20%	0.20%	0.00%
資 本 当 期 純 利 益 率	3.68%	3.61%	△ 0.07%

- (注) 1. 総資産経常利益率 $= \frac{\text{経常利益}}{\text{総資産(除く債務保証見返)平均残高}} \times 100$
2. 資本経常利益率 $= \frac{\text{経常利益}}{\text{純資産勘定平均残高}} \times 100$
3. 総資産当期純利益率 $= \frac{\text{当期剰余金(税引後)}}{\text{総資産(除く債務保証見返)平均残高}} \times 100$
4. 資本当期純利益率 $= \frac{\text{当期剰余金(税引後)}}{\text{純資産勘定平均残高}} \times 100$

2. 貯貸率・貯証率

区 分		令和 6 年度	令和 7 年度	増 減
貯 貸 率	期 末	10.54%	10.62%	0.08%
	期 中 平 均	10.39%	10.50%	0.11%
貯 証 率	期 末	8.50%	6.96%	△ 1.54%
	期 中 平 均	8.55%	8.43%	△ 0.12%

- (注) 1. 貯貸率(期末) $= \frac{\text{貸出金残高}}{\text{貯金残高}} \times 100$
2. 貯貸率(期中平均) $= \frac{\text{貸出金平均残高}}{\text{貯金平均残高}} \times 100$
3. 貯証率(期末) $= \frac{\text{有価証券残高}}{\text{貯金残高}} \times 100$
4. 貯証率(期中平均) $= \frac{\text{有価証券平均残高}}{\text{貯金平均残高}} \times 100$

3. 職員一人当たり指標

(単位：千円)

項 目		令和 6 年度	令和 7 年度	増 減
信 用 事 業	貯 金 残 高	1,619,162	1,615,074	△ 4,088
	貸 出 金 残 高	170,790	171,660	869
共 済 事 業	長期共済保有高	2,683,704	2,581,470	△ 102,233
経 済 事 業	購 買 品 取 扱 高	905	934	29
	販 売 品 取 扱 高	200	155	△ 45

(注) 各年度末の数値を令和 6 年度は202人、令和 7 年度は206人で除して算出しています。

4. 一店舗当たり指標

(単位：千円)

項 目	令和 6 年度	令和 7 年度	増 減
貯 金 残 高	25,159,290	25,592,714	433,423
貸 出 金 残 高	2,653,824	2,720,161	66,336
長 期 共 済 保 有 高	45,175,695	44,315,249	△ 860,446
購 買 品 取 扱 高	14,074	14,814	740

(注) 各年度末の数値を13店舗で除して算出しています。但し、長期共済保有高については、本店を除いた店舗数にて算出しています。

V 自己資本の充実の状況等

- ① 農業協同組合法施行規則(平成13年農林水産省令第148号)第204条の規定に基づき、農業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項(平成19年金融庁・農林水産省告示第4号)として開示しています。
- ② 「定性的な開示事項」の前年度(令和6年度)の記載については、以下(令和7年度)と同内容のため、記載を省略しています。

定性的な開示事項

1. 自己資本比率の状況等

◇自己資本比率の状況

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和8年3月末における自己資本比率は、18.31%となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当JAの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○ 普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	グリーン大阪農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	1,275百万円(前年度1,306百万円)

当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

2. 信用リスクに関する事項

当ＪＡでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター(R & I)
株式会社日本格付研究所(J C R)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(M o o d y ' s)
S & P グローバル・レーティング(S & P)
フィッチレーティングスリミテッド(F i t c h)

(注)「リスク・ウエイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリーリスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリーリスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R & I , M o o d y ' s , J C R , S & P , F i t c h	
金融機関向けエクスポージャー	R & I , M o o d y ' s , J C R , S & P , F i t c h	
法人等向けエクスポージャー	R & I , M o o d y ' s , J C R , S & P , F i t c h	

3. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウエイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウエイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当ＪＡでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」に定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当ＪＡでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウエイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付がＡ-またはＡ3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直し行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

4. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

該当ありません。

5. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

6. CVAリスクに関する事項

該当ありません。

7. マーケット・リスクに関する事項

当JAは、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としております。

8. オペレーショナル・リスクに関する事項

◇リスク管理の方針及び手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクをいい、当該リスクの管理方針等については、P. 12 をご覧ください。

◇BIの算出方法

BI（事業規模指標）の額は、ILDC（金利要素）、SC（役務要素）およびFC（金融商品要素）を合計して算出しています。なお、ILDC、SC および FC の額は告示第 249 条に定められた方法に基づき算出しております。

◇ILMの算出方法

ILM（内部損失乗数）は、告示第 250 条第 1 項第 3 号に基づき「1」を使用しております。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無

該当ありません。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無

該当ありません。

9. 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等または株式等エクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものをいい、当JAにおいては、系統および系統外出資が該当します。

系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、系統および系統外出資の評価等については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて引当金（外部出資等損失引当金）の計上や直接償却（外部出資等償却）を実施することとしています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

10. 金利リスクに関する事項

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当ＪＡでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続規程」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当ＪＡでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当ＪＡは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

・金利リスク計測の頻度

四半期末を基準日として、四半期でIRRBBを計測しています。

・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

該当ありません。

◇金利リスクの算定手法の概要

当ＪＡでは、経済価値ベースの金利リスク量（ Δ EVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方平行シフト、下方平行シフト、スティープ化の３シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

・流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

- ・ 固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
 - ・ 複数の通貨の集計方法およびその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
 - ・ スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
 - ・ 内部モデルの使用等、 $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ に重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用しておりません。
 - ・ 前事業年度末の開示からの変動に関する説明
重要な変動はありません。
 - ・ 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。
- ◇ $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項
該当ありません。

定量的な開示事項

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：千円、%)

項 目	令和6年度	令和7年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	18,657,632	19,391,223
うち、出資金及び資本準備金の額	1,306,056	1,275,403
うち、再評価積立金の額	-	-
うち、利益剰余金の額	17,393,170	18,160,503
うち、外部流出予定額 (△)	25,799	25,113
うち、上記以外に該当するものの額	△ 15,794	△ 19,569
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	103,562	103,576
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	103,562	103,576
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	18,761,194	19,494,799
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	2,075	2,055
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	2,075	2,055
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されたものを除く。）の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	2,075	2,055
自己資本		
自己資本の額（(イ) - (ロ)） (ハ)	18,759,118	19,492,744
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	102,214,776	102,400,584
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額 (△)	-	-
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	-	-
勘定間の振替分	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	3,848,343	4,015,801
フロア調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	106,063,119	106,416,385
自己資本比率		
自己資本比率（(ハ) / (ニ)）×100	17.68%	18.31%

(注1) 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しています。

(注2) 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあつては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMIについては、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。

(注3) 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

①信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳

(単位：千円)

		令和6年度			令和7年度		
		エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %
	現金	913,205	-	-	796,480	-	-
	我が国の中央政府および中央銀行向け	29,916,313	-	-	29,090,511	-	-
	外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-
	国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-
	我が国の地方公共団体向け	-	-	-	861,024	-	-
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-
	国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-
	地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-
	我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-
	地方三公社向け	-	-	-	-	-	-
	金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	266,570,954	53,314,191	2,132,567	272,790,322	54,558,064	2,182,322
	（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	-	-	-	-	-	-
	カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-
	法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	7,396	4,041	161	5,574	2,739	109
	（うち特定貸付債権向け）	-	-	-	-	-	-
	中堅中小企業等向け及び個人向け	7,285,876	2,376,492	95,059	6,908,542	2,058,338	82,333
	（うちトラザクター向け）	710	319	12	1,040	468	18
	不動産関連向け	16,253,452	9,751,216	390,048	15,024,062	9,039,770	361,590
	（うち自己居住用不動産等向け）	298,917	100,190	4,007	306,502	103,246	4,129
	（うち賃貸用不動産向け）	12,973,166	7,583,398	303,335	12,210,943	7,199,670	287,986
	（うち事業用不動産関連向け）	2,981,369	2,067,628	82,705	2,504,977	1,735,870	69,434
	（うちその他不動産関連向け）	-	-	-	1,638	983	39
	（うちADC向け）	-	-	-	-	-	-
	劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-
	延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	-	-	-	-	-	-
	自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-
	取立未済手形	34,395	6,879	275	37,287	7,457	298
	信用保証協会等による保証付	10,964,572	1,072,658	42,906	12,579,502	1,238,707	49,548
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-
	株式等	170,700	170,700	6,828	170,700	221,910	8,876
	共済約款貸付	-	-	-	-	-	-
	上記以外	16,706,669	35,518,596	1,420,743	16,496,796	35,273,596	1,410,943
	（うち重要な出資のエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-
	（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部T L A C関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-
	（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	12,497,415	31,243,537	1,249,741	12,497,415	31,243,537	1,249,741
	（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	43,869	109,674	4,386	20,451	51,129	2,045
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部T L A C関連調達手段に関するエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C関連調達手段に係るエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-
	（うち上記以外のエクスポージャー）	4,165,384	4,165,384	166,615	3,978,929	3,978,929	159,157
	証券化	-	-	-	-	-	-
	（うちS T C要件適用分）	-	-	-	-	-	-
	（短期S T C要件適用分）	-	-	-	-	-	-
	（うち不良債権証券化適用分）	-	-	-	-	-	-
	（うちS T C・不良債権証券化適用対象外分）	-	-	-	-	-	-
	再証券化	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-	-	-	-
	（うちルックスルー方式）	-	-	-	-	-	-
	（うちマニデート方式）	-	-	-	-	-	-
	（うち蓋然性方式250%）	-	-	-	-	-	-
	（うち蓋然性方式400%）	-	-	-	-	-	-
	（うちフォールバック方式）	-	-	-	-	-	-
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(Δ)	-	-	-	-	-	-
	標準的手法を適用するエクスポージャー計	348,823,536	102,214,776	4,088,591	354,760,805	102,400,584	4,096,023
	C V Aリスク相当額÷8 % (簡便法)	-	-	-	-	-	-
	中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-	-	-
	合計（信用リスク・アセットの額）	348,823,536	102,214,776	4,088,591	354,760,805	102,400,584	4,096,023
	マーケット・リスク に対する所要自己資本の額 (簡便方式又は標準的方式)	マーケット・リスク相当額の合計額を8% で除して得た額 a	-	所要自己資本額 b = a × 4 %	マーケット・リスク相当額の合計額を8% で除して得た額 a	-	所要自己資本額 b = a × 4 %
	オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 (標準的計測手法)	オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額 a	3,848,343	153,933	オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額 a	4,015,801	160,632
	所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母) 合計 a	106,063,119	4,242,524	リスク・アセット等(分母) 合計 a	106,416,385	4,256,655

②オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：千円)

	令和6年度	令和7年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	3,848,343	4,015,801
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	153,933	160,632
B I	2,565,562	2,677,200
B I C	307,867	321,264

(注1) 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。

(注2) 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

(注3) 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。

(注4) 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。

(注5) オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用するILMは告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

3. 信用リスクに関する事項

①信用リスクに関するエクスポージャー及び延滞エクスポージャーの期末残高

(単位:千円)

項目		令和6年度				令和7年度			
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高			延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高			延滞エクスポージャー
			うち貸出金等	うち債券			うち貸出金等	うち債券	
法人	農業	-	-	-	-	3,401	3,401	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	3,760	3,760	-	-	2,800	2,800	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	2,623,800	2,623,800	-	-	2,384,481	2,384,481	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	4,697	4,697	-	-	3,096	3,096	-	-
	運輸・通信業	850	-	-	-	850	-	-	-
	金融・保険業	14,151,544	-	-	-	14,147,313	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	49,635	34,035	-	-	64,911	49,311	-	-
	日本国政府・地方公共団体	29,916,313	-	29,916,313	-	29,951,536	861,024	29,090,511	-
	上記以外	265,086,580	15,504	-	-	271,308,412	13,738	-	-
個人		31,829,500	31,829,500	-	-	32,060,853	32,060,853	-	-
その他		5,156,855	-	-	-	4,833,148	-	-	-
業種別残高計		348,823,536	34,511,298	29,916,313	-	354,760,805	35,378,707	29,090,511	-
1年以下		266,729,864	158,910	-	-	272,917,359	127,037	-	-
1年超3年以下		699,174	699,174	-	-	659,927	659,927	-	-
3年超5年以下		1,207,377	1,207,377	-	-	1,116,875	1,116,875	-	-
5年超7年以下		1,221,976	1,221,976	-	-	1,210,852	1,210,852	-	-
7年超10年以下		15,375,577	2,338,597	13,036,979	-	4,093,962	2,598,083	1,495,878	-
10年超		45,658,307	28,778,974	16,879,333	-	57,166,120	29,571,487	27,594,632	-
期限の定めのないもの		17,931,257	106,287	-	-	17,595,707	94,444	-	-
残存期間別残高計		348,823,536	34,511,298	29,916,313	-	354,760,805	35,378,707	29,090,511	-

- (注1) 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- (注2) 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
- (注3) 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
- (注4) 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。
- (注5) 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

② 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:千円)

項目	令和6年度					令和7年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	101,272	103,562	-	101,272	103,562	103,562	103,576	-	103,562	103,576
個別貸倒引当金	22,084	-	-	22,084	-	-	-	-	-	-
法人	農業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	日本国政府・地方公共団体	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	22,084	-	-	22,084	-	-	-	-	-	-
合計	123,356	103,562	-	123,356	103,562	103,562	103,576	-	103,562	103,576

(注) 当ＪＡでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

③ 貸出金償却の額

該当ありません。

④信用リスク・アセット残高内訳表

(単位：千円)

項目	リスク・ウェイト (%)	令和6年度						令和7年度					
		CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後		リスク・ウェイトの加重平均値	リスク・ウェイトの加重平均値	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後		リスク・ウェイトの加重平均値	リスク・ウェイトの加重平均値
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目			オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
		A	B	C	D	E	F (=E/(C+D))	A	B	C	D	E	F (=E/(C+D))
現金	0	913,205	-	913,205	-	-	0	796,480	-	796,480	-	-	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	29,916,313	-	29,916,313	-	-	0	29,090,511	-	29,090,511	-	-	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	0~150	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	0	-	-	-	-	-	-	861,024	-	861,024	-	-	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20~150	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	0~150	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機関向け	10~20	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	10~20	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	20	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20~150	266,570,954	-	266,570,954	-	53,314,191	20	272,790,322	-	272,790,322	-	54,558,064	20
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20~150	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	10~100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20~150	7,396	-	7,396	-	4,041	55	5,574	-	5,574	-	2,739	49
（うち特定貸付債権向け）	20~150	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
（うちトラントラクター向け）	45	7,282,971	29,052	3,401,168	2,905	2,376,492	70	6,906,454	20,886	3,237,775	2,088	2,058,338	64
中堅中小企業等向け及び個人向け	45~100	-	7,100	-	710	319	45	-	10,400	-	1,040	468	45
（うちトラントラクター向け）	45	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産関連向け	20~150	16,253,452	-	15,881,888	-	9,751,216	61	15,024,062	-	14,778,331	-	9,039,770	61
（うち自己居住用不動産等向け）	20~75	298,917	-	289,137	-	100,190	35	306,502	-	297,426	-	103,246	35
（うち賃貸用不動産向け）	30~150	12,973,166	-	12,638,997	-	7,583,398	60	12,210,943	-	11,999,450	-	7,199,670	60
（うち事業用不動産関連向け）	70~150	2,981,369	-	2,953,754	-	2,067,628	70	2,504,977	-	2,479,815	-	1,735,870	70
（うちその他不動産関連向け）	60	-	-	-	-	-	-	1,638	-	1,638	-	983	60
（うちADC向け）	100~150	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	150	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	50~150	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	20	34,395	-	34,395	-	6,879	20	37,287	-	37,287	-	7,457	20
信用保証協会等による保証付	0~10	10,964,572	-	10,726,578	-	1,072,658	10	12,579,502	-	12,387,075	-	1,238,707	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	250~400	170,700	-	170,700	-	170,700	100	170,700	-	170,700	-	221,910	130
共済約款貸付	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
上記以外	100~1250	16,706,669	-	16,706,669	-	35,518,596	213	16,496,796	-	16,496,796	-	35,273,596	214
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	250~400	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	250	12,497,415	-	12,497,415	-	31,243,537	250	12,497,415	-	12,497,415	-	31,243,537	250
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	250	43,869	-	43,869	-	109,674	250	20,451	-	20,451	-	51,129	250
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	250	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	150	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
（うち上記以外のエクスポージャー）	100	4,165,384	-	4,165,384	-	4,165,384	100	3,978,929	-	3,978,929	-	3,978,929	100
証券化	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
（うちSTC要件適用分）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
（短期STC要件適用分）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
（うち不良債権証券化適用分）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
（うちSTC・不良債権証券化適用対象外分）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
未決済取引	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計（信用リスク・アセットの額）	-	-	-	-	-	102,214,776	-	-	-	-	-	102,400,584	-

⑤ポートフォリオの区分ごとのＣＣＦ適用後および信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

(単位：千円)

項目	令和6年度										令和7年度																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	信用リスク・エクスポージャーの額（ＣＣＦ・信用リスク削減手法適用後）										信用リスク・エクスポージャーの額（ＣＣＦ・信用リスク削減手法適用後）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
我が国の中央政府及び中央銀行向け	29,916,313	-	-	-	-	-	29,916,313	29,090,511	-	-	-	-	-	-	29,090,511																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	861,024	-	-	-	-	-	-	861,024																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
地方公共団体金融機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け（うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	266,570,954	-	-	-	-	-	266,570,954	272,790,322	-	-	-	-	-	-	272,790,322																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）（うち特定貸付債権向け）	2,659	-	-	-	-	3,202	1,535	7,396	2,194	-	-	-	-	2,029	1,351	5,574																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	170,700																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
中堅中小企業等向け及び個人向け（うちトラランザクター向け）	710	346,664	1,630,104	1,426,595	3,404,073	1,040	270,778	1,216,202	1,751,843	3,239,863	710	346,664	1,630,104	1,426,595	3,404,073	1,040	270,778	1,216,202	1,751,843	3,239,863																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
不動産関連のうち自己居住用不動産等向け	4,144	-	-	283,889	-	-	1,104	289,137	3,739	-	-	292,852	-	-	835	297,426	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

⑥資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

リスク・ウェイト区分	令和6年度				令和7年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCFの加重 平均値 (%)	資産の額および与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCFの加重 平均値 (%)	資産の額および与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目			オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	313,555,515	-	-	309,560,002	321,419,432	-	-	317,560,235
40%～70%	15,913,752	7,100	10%	15,593,461	14,683,327	10,400	10%	14,481,944
75%	371,591	15,414	10%	346,664	290,260	4,348	10%	270,778
80%	-	-	-	-	-	-	-	-
85%	320,824	-	-	320,742	455,480	-	-	454,499
90%～100%	1,671,544	574	10%	1,633,306	1,242,553	-	-	1,218,232
105%～130%	-	-	-	-	-	-	-	-
150%	-	-	-	-	-	-	-	-
250%	170,700	-	-	170,700	170,700	-	-	170,700
400%	-	-	-	-	-	-	-	-
1250%	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	110,033	5,963	10%	630	166	6,137	10%	779
合計	332,113,962	29,052	10%	327,625,506	338,261,920	20,886	10%	334,157,171

4. 信用リスク削減手法に関する事項

①信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：千円)

項目	令和6年度		令和7年度	
	適格金融 資産担保	保証	適格金融 資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	-	4,194	-	3,544
中堅中小企業等向け及び個人向け	40,597	1,064,554	38,695	1,257,684
自己居住用不動産等向け	1,103	4,144	834	3,739
賃貸用不動産向け	-	-	-	-
事業用不動産関連向け	-	-	-	-
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	-	-	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-
証券化	-	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-	-
上記以外	-	-	-	-
合計	41,701	1,072,892	39,530	1,264,968

(注1) 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

(注2) 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。

①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。

③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

(注3) 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。

(注4) 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項
該当ありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項
該当ありません。

7. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

①出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位:千円)

項目	令和6年度		令和7年度	
	貸借対照表 計上額	時価	貸借対照表 計上額	時価
上 場	-	-	-	-
非上場	12,668,115	12,668,115	12,668,115	12,668,115
合計	12,668,115	12,668,115	12,668,115	12,668,115

②出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益
該当ありません。

③貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額
(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)
該当ありません。

④ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額
(子会社・関連会社株式の評価損益等)
該当ありません。

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項
該当ありません。

9. 金利リスクに関する事項

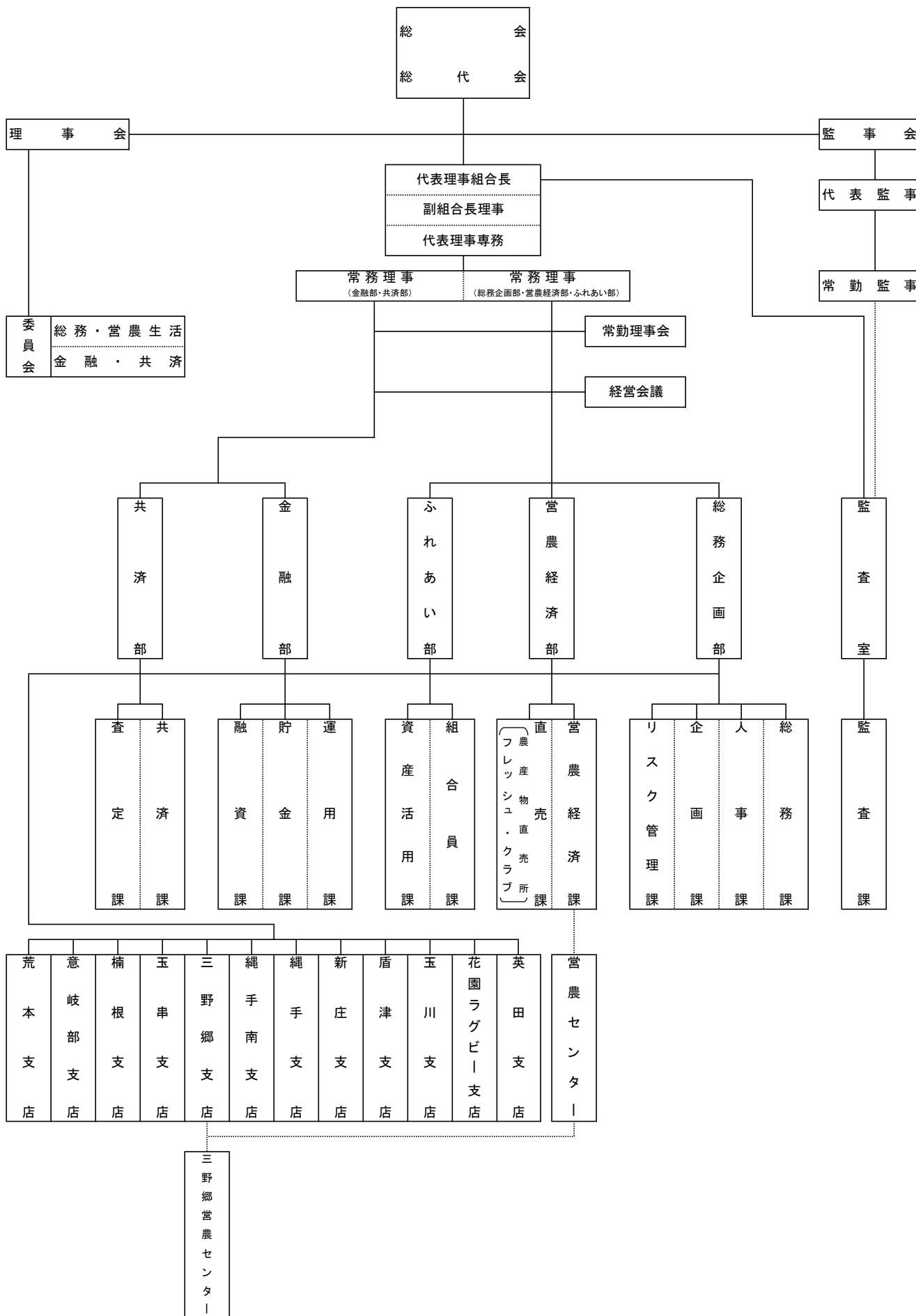
(単位:百万円)

IRRBB 1 : 金利リスク					
項番		△EVE		△NII	
		令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
1	上方平行シフト	1,394	1,696	-	-
2	下方平行シフト	-	-	471	491
3	スティープ化	2,766	2,780		
4	フラット化	-	-		
5	短期金利上昇	-	-		
6	短期金利低下	1,046	853		
7	最大値	2,766	2,780	471	491
		令和6年度		令和7年度	
8	自己資本の額	18,759		19,492	

【JAの概要】

1. 機構図

令和8年7月1日現在



※令和8年7月1日現在、副組合長理事は選任していません。

2. 役員一覧

●理事

(令和8年7月1日現在)

役 職 名	氏 名	代表権	摘要	役 職 名	氏 名	代表権	摘要
代表理事組合長	出口 博司	有	※3	理 事	山口 裕之	無	※2
代表理事専務	大西 孝義	有	※2、3	理 事	西岡 達章	無	※2
常務理事	南野 元秀	無	※3	理 事	向井 直美	無	※1
常務理事	中島 通泰	無	※3	理 事	大西 博	無	※2
理 事	松村 幸宣	無	※2	理 事	西勝 登志子	無	
理 事	宮崎 行俊	無	※1	理 事	氏野 正廣	無	※2
理 事	北野 善行	無		理 事	西田 成範	無	※2
理 事	寺尾 重博	無	※2	理 事	川口 敏子	無	
理 事	大原 俊次	無	※2	計21名（うち女性3名）			
理 事	樋口 展行	無					
理 事	石田 敬治	無	※2				
理 事	西川 和洋	無	※2				
理 事	北川 孝	無					

(順不同)

(注) 1. 摘要欄に「※1」を付した方は、農協法第30条第12項第1号の規定に該当する理事です。

(注) 2. 摘要欄に「※2」を付した方は、農協法施行規則第76条の2第1項第1号“へ”に該当する理事です。

(注) 3. 摘要欄に「※3」を付した方は、農協法第30条第12項第2号の規定に該当する理事です。

●監事

(令和8年7月1日現在)

役 職 名	氏 名	役 職 名	氏 名
代表監事兼常勤監事	樋口 健二	監 事	小林 重一
監 事	安田 博	監 事	鳥海 瑞季
監 事	和田 恵行	計5名（うち女性1名）	

(順不同)

(注) 監事のうち、鳥海瑞季は農協法第30条第14項に定める要件を満たす員外監事です。

3. 会計監査人の名称

(令和8年7月1日現在)

名 称	みのり監査法人
代 表 者	大森 一幸
主たる事務所	東京都港区芝5-29-11 G-BASE田町 14階

4. 組合員数

(単位：人、団体)

区 分		令和6年度	令和7年度
正組合員	個人	1,854	1,803
	農事組合法人	-	-
	その他の法人	1	1
	計	1,855	1,804
准組合員	個人	15,094	14,670
	農業協同組合	-	-
	農事組合法人	-	-
	その他の団体	165	164
	計	15,259	14,834
合 計		17,114	16,638

5. 組合員組織の状況

(単位：人)

組 織 名	構 成 員 数
実 行 組 合 ※	1,415
安 全 な 食 と 農 の 研 究 会	356
J A グ リ ー ン 大 阪 み ど り の 会	14,281
女 性 会	487
不 動 産 経 営 研 究 会	140
ゴ ル フ 友 の 会	294
歩 こ う 会	162

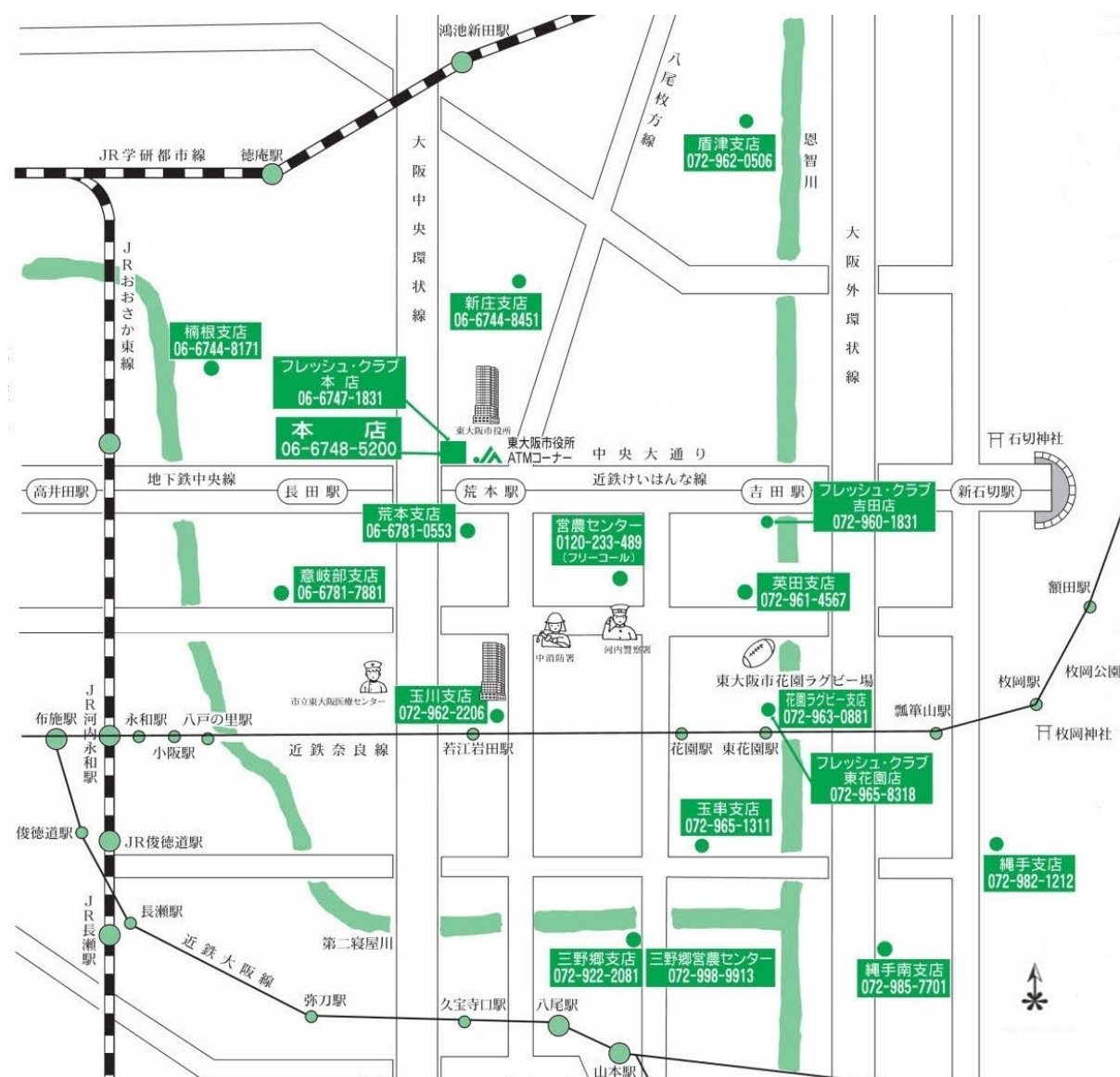
(注) 1. ※は自組合の組織の一部でない組合員組織です。

(注) 2. 組織名については7月1日現在を、構成員数については3月31日現在を基準として記載しています。

6. 特定信用事業代理業者の状況

該当ありません。

7. 地区一覽



8. 沿 革・あ ゆ み

- | | | |
|---------|-----------|------------------------|
| 平成 5 年 | 12 月 10 日 | 東大阪農協合併促進研究会設立総会 |
| 平成 9 年 | 2 月 28 日 | 東大阪市内 J A 合併促進協議会設立総会 |
| | 8 月 25 日 | 合併予備契約調印式 |
| | 9 月 13 日 | 8 J A（大阪英田、大阪玉川、盾津、若江、 |
| | ～ 14 日 | 縄手、三野郷、楠根、意岐部）合併臨時総会 |
| 平成 10 年 | 2 月 1 日 | グリーン大阪農業協同組合発足 |
| | 2 月 2 日 | グリーン大阪農業協同組合進発式 |
| | 8 月 8 日 | J A グリーン大阪女性会設立総会 |
| | 9 月 29 日 | 第 1 次中期経営計画策定委員会結成 |
| 平成 11 年 | 4 月 26 日 | 本店ふれあいセンター開業（現・営農センター） |
| | 4 月 27 日 | J A みどりの会（年金受給者の会）設立総会 |

	8月 6日	固定資産税等対策協議会結成
平成12年	4月 1日	介護事業開業
	10月 1日	4支店統廃合
	10月 2日	「資産活用センター」オープン
平成13年	1月27日	合併3周年記念式典
	12月10日	玉川支店新築店舗オープン（希来里1F）
平成14年	1月17日	第2次中期経営計画策定委員会結成
平成15年	1月18日	設立5周年記念式典
	4月22日	「JAGグリーン大阪・安全な食と農の研究会」結成
平成17年	1月21日	第3次中期経営計画策定委員会結成
平成18年	6月 2日	フレッシュ・クラブ（吉田店）オープン
平成19年	2月17日	3支店統廃合
	12月20日	第4次中期経営計画策定委員会結成
平成20年	1月27日	創立10周年記念式典
	6月 7日	フレッシュ・クラブ（荒本店）オープン
平成21年	2月28日	フレッシュ・クラブ（東花園店）オープン
	3月31日	介護事業廃止
平成22年	11月 1日	新本店業務開始
	11月 7日	フレッシュ・クラブ（本店）オープン
平成23年	3月 3日	第5次中期経営計画策定委員会結成
	6月29日	不動産経営研究会本部設立総会
平成25年	1月27日	創立15周年記念式典
平成26年	1月24日	第6次中期経営計画策定委員会結成
平成27年	4月30日	英田支店 新店舗オープン
平成29年	1月25日	第7次中期経営計画策定委員会結成
平成30年	1月28日	創立20周年記念式典
	10月27日	花園支店を廃店、英田支店に統合
平成31年	1月25日	第8次中期経営計画策定委員会結成
令和 4年	1月20日	第9次中期経営計画策定委員会結成
	2月25日	加納支店を廃店、盾津支店に統合
令和 5年	2月 1日	創立25周年記念式典
	3月13日	盾津支店 新店舗オープン
令和 7年	1月24日	第10次中期経営計画策定委員会結成

9. 店舗一覧

(令和8年7月1日現在)

施設の名称	所在地の住所	電話番号	事業内容						
			信用	共済	購買	販売	指導	資産活用	A T M
本店	東大阪市荒本北1-5-50	06-6748-5200	○	○			○	○	○
英田支店	東大阪市吉田本町1-2-58	072-961-4567	○	○			○		○
花園ラグビー支店	東大阪市吉田6-2-45	072-963-0881	○	○			○		○
玉川支店	東大阪市岩田町4-3-12	072-962-2206	○	○			○		○
盾津支店	東大阪市加納2-13-20	072-962-0506	○	○			○		○
新庄支店	東大阪市新庄2-6-6	06-6744-8451	○	○			○		○
縄手支店	東大阪市南四条町2-15	072-982-1212	○	○			○		○
縄手南支店	東大阪市下六万寺町2-6-12	072-985-7701	○	○			○		○
三野郷支店	八尾市山本町北7-2-29	072-922-2081	○	○			○		○
玉串支店	東大阪市玉串元町1-4-36	072-965-1311	○	○			○		○
楠根支店	東大阪市川俣本町7-30	06-6744-8171	○	○			○		○
意岐部支店	東大阪市御厨6-3-30	06-6781-7881	○	○			○		○
荒本支店	東大阪市荒本新町9-17	06-6781-0553	○	○			○		○
営農センター	東大阪市菱江2-5-52	072-962-8126			○		○		
三野郷営農センター	八尾市山本町北7-2-29	072-998-9913			○		○		
農産物直売所 (フレッシュ・クラブ本店)	東大阪市荒本北1-5-50	06-6747-1831				○			
農産物直売所 (フレッシュ・クラブ吉田店)	東大阪市島之内2-9-21	072-960-1831				○			
農産物直売所 (フレッシュ・クラブ東花園店)	東大阪市吉田6-2-45	072-965-8318				○			
ATMブース(東大阪役所内)	東大阪市荒本北1-1-1								○

【参考】開示項目一覧

【農業協同組合法施行規則第 204 条に基づく開示項目】

1. 組合の概況及び組織に関する事項

業務の運営の組織	111
理事、経営管理委員及び監事の氏名及び役職名	112
会計監査人設置組合にあっては、会計監査人の氏名又は名称	112
事務所の名称及び所在地	116
当該組合を所屬組合とする特定信用事業代理業者に 関する事項	113

2. 組合の主要な業務の内容

主要な業務の内容

3. 組合の主要な業務に関する事項

直近の事業年度における事業の概況	6
直近の 5 事業年度における主要な業務の状況を示す指標	76
経常収益、経常利益又は経常損失、当期剰余金又は当期損失金 出資金及び出資口数、純資産額、総資産額、貯金等残高 貸出金残高、有価証券残高、単体自己資本比率 法第 52 条第 2 項の区分毎の剰余金の配当の金額、職員数	
直近の 2 事業年度における事業の状況を示す指標	
主要な業務の状況を示す指標	

事業粗利益、事業粗利益率、事業純益、実質事業純益、コア事業純益 及びコア事業純益（投資信託解約損益を除く）	77
資金運用収支、役務取引等収支及びその他事業収支	77
資金運用勘定及び資金調達勘定の平均残高、利息、利回り 及び総資金利ざや	77
受取利息及び支払利息の増減	78
総資産経常利益率及び資本経常利益率	93
総資産当期純利益率及び資本当期純利益率	93

貯金に関する指標

流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯金その他の貯金の平均 残高	79
固定金利定期貯金、変動金利定期貯金及びその他の区分ごとの 定期貯金の残高	79

貸出金等に関する指標

手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	80
固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	80
担保の種類別（貯金等、有価証券、動産、不動産その他 担保物、農業信用基金協会保証その他保証及び信用の区 分をいう。）の貸出金残高及び債務保証見返額	81
使途別（設備資金及び運用資金の区分をいう。）の貸出金残高	81
主要な農業関係の貸出実績	82
業種別の貸出金残高及び当該貸出金残高の貸出金の総額 に対する割合	81
貯貸率の期末値及び期中平均値	93

有価証券に関する指標

商品有価証券（商品国債、商品地方債、商品政府保証債 及び貸付商品証券の区分をいう。）の平均残高	86
有価証券の種類別（国債、地方債、社債、株式、外国債券 及び外国株式その他の証券並びに貸付有価証券の区分 をいう。）の残存期間別の残高	87
有価証券の種類別の平均残高	86
貯証率の期末値及び期中平均値	93

4. 組合の業務運営に関する事項

リスク管理の体制	12
法令遵守の体制	14
中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	9
金融 ADR 制度への対応	24

5. 組合の直近の 2 事業年度における財産の状況に関する事項

貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金	111
処理計算書	43
債権のうち下に掲げるものの額及び①～④までの合計額	83
①破産更生債権及びこれらに準ずる債権、②危険債権、 ③三月以上延滞債権、④貸出条件緩和債権、⑤正常債権	
元本補てん契約のある信託（信託財産の運用のため再信託された 信託を含む。）に係る債権のうち下に掲げるものの額及び ①～④までの合計額	84
①破産更生債権及びこれらに準ずる債権、②危険債権、 ③三月以上延滞債権、④貸出条件緩和債権、⑤正常債権	
自己資本の充実の状況について農林水産大臣及び金融庁長官 が別に定める事項	94
下の取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	88
有価証券、金銭の信託、デリバティブ取引、 金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引	
貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	84
貸出金償却の額	84
会計監査人設置組合にあっては、法第 37 条の 2 第 3 項の規定に 基づき会計監査人の監査を受けている旨	75

【その他の開示項目（任意開示項目）】

経営理念	4
経営方針	4
内部統制システムに関する基本方針	5
経営管理体制	6
農業振興活動	9
地域貢献情報等	10
コンプライアンスへの取り組み	14
組合員からの情報提供窓口	14
利用者保護等への取り組み	15
金融商品の販売等への対応	16
顧客本位の業務運営に関する取り組み	16
利益相反管理への取り組み	20
反社会的勢力への対応	21
個人情報保護への取り組み	22
金融円滑化への取り組み	23
手数料一覧	31
J A・バンク・セーフティーネット	39
自己改革実践状況報告	40
キャッシュ・フロー計算書	47
部門別損益計算書	73
財務諸表の正確性等にかかる確認	75
貯金の科目別期末残高	79
貸出金の科目別期末残高	80
金融再生法開示債権の状況	83
為替業務等取扱実績	85
預かり資産の状況	88
共済事業取扱実績	89
購買事業取扱実績	91
販売事業取扱実績	91
指導事業	92
その他の事業	92
職員一人当たり指標	93
一店舗当たり指標	93
組合員数	113
組合員組織の状況	113
地区一覧	114
沿革・あゆみ	114

J A 綱 領

—わたしたちJAのめざすもの—

わたしたちJAの組合員・役職員は、協同組合運動の基本的な定義・価値・原則（自主、自立、参加、民主的運営、公正、連帯等）に基づき行動します。

そして、地球的視野に立って環境変化を見通し、組織・事業・経営の革新をはかります。さらに、地域・全国・世界の協同組合の仲間と連携し、より民主的で公正な社会の実現に努めます。

このため、わたしたちは次のことを通じ、農業と地域社会に根ざした組織としての社会的役割を誠実に果たします。

わたしたちは

- 1 地域の農業を振興し、わが国の食と緑と水を守ろう。
- 1 環境・文化・福祉への貢献を通じて、安心して暮らせる豊かな地域社会を築こう。
- 1 JAへの積極的な参加と連帯によって、協同の成果を実現しよう。
- 1 自主・自立と民主的運営の基本に立ち、JAを健全に経営し信頼を高めよう。
- 1 協同の理念を学び実践を通じて、共に生きがいを追求しよう。

